

「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その1業務」及び「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その2業務」に係る質問回答書(技術提案書について)

No	業務名	図書名	頁	項目				タイトル	質問内容	質問回答
1	共通	要求水準書	1-2	第1編	第1章	第1節	2 2)	業務期間	運営期間が応急仮設建築物の許可期限の2年を超えていますので、通常、建築確認申請が必要となりますが、本件は復興計画等により応急仮設建設物扱いが可能との理解でよろしいでしょうか。	応急仮設建築物扱いと想定していただいて結構ですが、最終的には福島県が判断します。
2	共通	要求水準書	1-2	第1編	第1章	第1節	2 2)	業務期間	設計・施工期間が何らかの理由で延び、運営業務開始が平成32年3月開始より遅れた場合、運営業務期間は37か月のままと理解してよいでしょうか。	業務期間の延長はありません。したがって、運営業務期間が短縮されます。
3	共通	要求水準書	1-3	第1編	第1章	第1節	2 3) (7)	業務範囲及び概要	双葉町での除染廃棄物(不燃系=除去土壌)は処理対象範囲内でしょうか。	除去土壌は処理対象物ではありません。
4	共通	要求水準書	1-3	第1編	第1章	第1節	2 7) 図1-1	運営業務の範囲	中間貯蔵施設 仮置き場で積み込む焼却灰、ばいじんは、ご指定の積み込み場所ですぐ積み込めるよう、1段で並べられていると考えてよろしいでしょうか。	数段に積上げられています。
5	共通	要求水準書	1-3	第1編	第1章	第1節	2 7) 図1-1	運営業務の範囲	中間貯蔵施設 仮置き場での積み込みに必要な重機は、本件の見積範囲内でしょうか。	見積範囲内とします。
6	共通	要求水準書	1-3	第1編	第1章	第1節	2 7) 図1-1	運営業務の範囲	中間貯蔵施設 仮置き場で、積み込むフレキシブルコンテナをパレットに載せたり、治具を取り付けたり等の作業が可能でしょうか。	環境省担当官と協議のうえ、承諾を得てください。
7	共通	要求水準書	1-3	第1編	第1章	第1節	2 7) 図1-1	運営業務の範囲	中間貯蔵施設 仮置き場に保管されている焼却灰、ばいじんを、どこから仮設灰処理施設に運搬するかを、環境省様と協議させていただくことは可能でしょうか。	協議は可能です。
8	共通	要求水準書	1-4	第1編	第1章	第1節	3 2)	造成業務	造成業務に、現況山林であるが、本業務開始までには伐採を完了する予定である。とありますが、伐採と合わせて線量低減措置工事も完了しているとの理解でよろしいでしょうか。	除染等の措置は実施していません。
9	共通	要求水準書	1-4	第1編	第1章	第1節	3 2)	造成業務	造成業務に、現況山林であるが、本業務開始までには伐採を完了する予定である。とありますが、伐採と合わせて家屋等解体工事も完了しているとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
10	共通	要求水準書	1-4	第1編	第1章	第1節	3 2)	造成業務	現況山林であるが、本業務開始までに伐採を完了する予定である。とありますが、伐採された木等は受注者の仮設焼却施設での処分を想定されていますか。	貴見のとおりです。
11	共通	要求水準書	1-6	第1編	第1章	第1節	3 4) (3) ①	受入業務	灰処理対象物が灰処理に適した性状であるかを確認するために、中間貯蔵施設 仮置き場で一時保管されている焼却灰、ばいじんを飛散防止対策を講じた上で当該保管施設内でサンプリングして分析することは可能でしょうか。	契約締結後に調査計画書を提出し、環境省担当官の承諾を得た後に実施してください。
12	共通	要求水準書	1-6	第1編	第1章	第1節	3 4) (1)	収集・運搬業務	今後、双葉町内に整備予定の除染廃棄物仮置場の位置、保管量の見込みをご教示ください。	各社にて想定してください。
13	共通	要求水準書	1-7	第1編	第1章	第1節	4	環境省の業務範囲	業務用地の確保について、特高敷設時の用地確保についてご協力いただくことは可能でしょうか。	特別高圧電力受電設備の設置スペースは業務用地内で確保してください。
14	共通	要求水準書	1-7	第1編	第1章	第1節	4 4)	情報公開	本業務にあたって貴省が情報公開を行なうときは、公開の対象となる情報の公開可否について事前に協議する機会が受注者に与えられると理解でよろしいでしょうか。	行政機関の保有する情報の公開に関する法律に従います。
15	共通	要求水準書	1-7	第1編	第1章	第1節	4 4)	情報公開	本業務の履行にあたり受注者が提供する情報、書類、図面等は、公にすることにより受注者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものですので、法令等に基づき本業務に関する情報公開請求がなされた場合は、公開の対象となる情報の公開可否について、事前に受注者と協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	行政機関の保有する情報の公開に関する法律に従います。
16	共通	要求水準書	1-7	第1編	第1章	第1節	4 5)	環境省の業務範囲	生成物のストックヤード、及び灰処理ばいじん保管の廃棄物貯蔵施設について、その位置、構造をご教示ください。	各社にて想定してください。
17	共通	要求水準書	1-7	第1編	第1章	第1節	4 5)	環境省の業務範囲	ストックヤードはその1業務とその2業務各々で発生する生成物種類毎に分離され保管されると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
18	共通	要求水準書	1-8	第1編	第1章	第1節	5	業務用地への通行ルート	機器搬入ルートの道路の拡幅、橋梁の補強等が必要な場合は、貴省にて実施いただくことは可能でしょうか。若しくは受注者側で実施することは可能でしょうか。また受注者側で実施の場合、地権者への許可取得等につき、貴省にてご対応いただくことは可能でしょうか。	道路の拡幅等は基本的に受注者の責任と費用負担において実施してください。詳細については環境省担当官と協議してください。
19	共通	要求水準書	1-8	第1編	第1章	第1節	5	立地条件	建設工事期間中の作業員等の通勤車両、工事車両、資材運搬車両が業務用地へ進入するときは特別な手続き等は必要でしょうか。	「帰還困難区域への公益目的の一時立ち入り申請」が必要です。
20	共通	要求水準書	1-8	第1編	第1章	第1節	5 1)	業務用地	伐採樹木は本業務開始時までに業務用地から外部に搬出済みとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
21	共通	要求水準書	1-8	第1編	第1章	第1節	5 1)	業務用地	貴省が本業務の契約締結までに業務用地の伐採を完了できなかった場合、契約金額、履行期間等の変更について受注者と協議していただくと理解でよろしいでしょうか。	仮定の御質問であり回答できかねますが、伐採は終了する計画としています。
22	共通	要求水準書	1-8	第1編	第1章	第1節	5 2) (2)	本業務用地への通行ルート	本業務用地入口の位置について指定がありましたらご教示ください。	指定はありませんが、環境省担当官と協議してください。
23	共通	要求水準書	1-8	第1編	第1章	第1節	5 4) (1)	都市計画区域	都市計画区域指定に伴う本業務への制約事項をご教示ください。	要求水準書に記載のとおりです。なお、本施設設置に当たって都市計画決定を行う予定はありません。
24	共通	要求水準書	1-8	第1編	第1章	第1節	5 5) (1)	電力	特別高圧(66kV、50Hz) 1回線受電と記載ありますが、これまでに電力会社と協議された内容をご教示いただけないでしょうか。	受注者に提供します。
25	共通	要求水準書	1-8	第1編	第1章	第1節	5 5) (1)	電力	「試運転開始までに特別高圧電力が受電できない場合は環境省担当官と協議し、必要な措置を講ずること。」とあります。電力会社との協議結果によっては試運転開始時期が延期されることもあってよろしいでしょうか。またその場合、運営期間の終了も同様に延長されるものと考えてよろしいでしょうか。	試運転の開始時期の延期はありませんので、常用発電機の設置等必要な措置を講じてください。
26	共通	要求水準書	1-9	第1編	第1章	第1節	表1-1	本業務の全体工程案	造成と建設工事の期間がラップしていますが、造成工事完了前に基礎工事を開始してよろしいでしょうか。	貴見のとおりですが、プラント基礎工事は一般廃棄物処理施設の設置が許可されてから着工してください。

「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その1業務」及び「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その2業務」に係る質問回答書(技術提案書について)

No	業務名	図書名	頁	項目				タイトル	質問内容	質問回答
27	共通	要求水準書	1-9	第1編	第1章	第2節	1 1)	業務の対象物となる廃棄物	運営期間内における焼却対象物の処理量が想定量138,700トンを超えた場合、超過分は費用精算対象となるのでしょうか。	処理費用は契約時の処理単価にて精算します。
28	共通	要求水準書	1-9	第1編	第1章	第2節	1 1)	業務の対象物となる廃棄物	運営期間内における灰処理対象物の処理量が想定量115,600トンを超えた場合、超過分は費用精算対象となるのでしょうか。	処理費用は契約時の処理単価にて精算します。
29	共通	要求水準書	1-9	第1編	第1章	第2節	1 1)	処理対象物の種類と量	「処理対象物の種類ごとの割合については受注者にて想定すること。」とありますが、灰処理対象物において焼却灰とばいじんの割合を想定できる資料はありますか。また、各仮設焼却炉での日報や焼却対象物などの情報等は頂けないでしょうか。	各社にて想定してください。
30	共通	要求水準書	1-9	第1編	第1章	第2節	1 1)	処理対象物の種類と量	仮設灰処理施設の処理量が115,600t(ただし、灰処理対象物の運搬量は98,000tと想定する。)とありますが、本業務の仮設焼却施設で発生する焼却灰とばいじんは、17,600tと考えてよろしいでしょうか。本業務の仮設焼却施設で発生する量がこれより少ない場合は、運搬する中間貯蔵施設内に搬入された焼却灰とばいじんの量は、98,000tより多く処理することと考えてよろしいでしょうか。	前段、後段とも貴見のとおりです。
31	共通	要求水準書	1-9	第1編	第1章	第2節	1 1)	処理対象物の種類と量	仮設灰処理施設の処理量が115,600t(ただし、灰処理対象物の運搬量は98,000tと想定する。)とありますが、本業務の仮設焼却施設で発生する焼却灰とばいじんは、17,600tとなります。17,600tを上回った場合は増額精算、下回った場合は減額精算と考えてよろしいでしょうか。	処理費用は契約時の処理単価にて精算します。
32	共通	要求水準書	1-9	第1編	第1章	第2節	1 1)	業務の対象となる廃棄物	業務の対象となる廃棄物の処理計画において、計画より遅延してしまった場合の措置に対するお考えをご教示ください。	遅延することは想定していません。
33	共通	要求水準書	1-10	第1編	第1章	第2節	1 1)	表1-2 処理対象物の種類	灰処理対象物の備考に「・・・一部のばいじんは200Lドラム缶に封入されている。」とありますが、ドラム缶のサイズをご教示下さい。また、ばいじんのドラム缶とフレキシブルコンテナの割合および量をご教示下さい。	ドラム缶の寸法 高さ890mm×直径620mm ドラム缶の数量は、その1業務、その2業務合わせて約14,000本です。フレキシブルコンテナの数量については各社にて想定してください。
34	共通	要求水準書	1-10	第1編	第1章	第2節	1 1)	表1-2 処理対象物の種類と量	仮設焼却施設で発生するばいじんの受け入れ方について、仮設焼却施設から仮設灰処理施設までの搬送形態は密閉された飛散しない状態であれば、形式にこだわらなくてもよいでしょうか。フレキシブルコンテナや鉄箱などは、密閉容器として採用可能でしょうか？	前段、後段とも貴見のとおりですが、環境省担当官の承諾を得てください。
35	共通	要求水準書	1-10	第1編	第1章	第2節	1 1)	表1-2 処理対象物の種類	灰処理対象物の備考に、ガス化熔融施設のスラグの記載がありますが、スラグも処理対象物となるのでしょうか。	既存の仮設減容化施設で発生したスラグは処理対象となりますが、本業務の仮設焼却施設がガス化熔融方式の場合、そこから排出されるスラグは処理対象とはしません。
36	共通	要求水準書	1-10	第1編	第1章	第2節	1 1)	表1-2 処理対象物の種類	灰処理対象物に、流動床式焼却施設の焼却灰(不燃物)とガス化熔融炉のスラグ・ばいじんが含まれると記載がありますが、これらの処理量と性状(塩基度や放射性セシウム濃度の参考値)についてご教示下さい。	提供可能なデータは受注者に提供します。
37	共通	要求水準書	1-10	第1編	第1章	第2節	1 1)	表1-2 処理対象物の種類	中間貯蔵施設予定地内廃棄物は、建設期間中仮置き場等へ仮置きされ、予定地内には保管されないと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
38	共通	要求水準書	1-10	第1編	第1章	第2節	1 1)	表1-2 処理対象物の種類	一部バラ積みとありますが、バラ積みされている処理対象物の種類とサイズ(最長寸法)、重量(比重)をご教示ください。	各社にて想定してください。
39	共通	要求水準書	1-10	第1編	第1章	第2節	1	業務の対象となる廃棄物	焼却対象物の種類ごとの量の内訳をご提示頂くことは可能でしょうか。	各社にて想定してください。
40	共通	要求水準書	1-10	第1編	第1章	第2節	1	業務の対象となる廃棄物	焼却対象物の冷蔵庫を炉投入前に破碎する場合、フロンガスの回収装置は必要でしょうか。	コンプレッサの取り外し及び冷媒として使用されていたフロンガスの回収は環境省が実施します。
41	共通	要求水準書	1-11	第1編	第1章	第2節	1	業務の対象となる廃棄物	焼却対象物の放射性物質濃度をご提示いただくことは可能でしょうか？あるいはフレキシブルコンテナの表面線量をご提示いただくことは可能でしょうか。	各社にて想定してください。
42	共通	要求水準書	1-10	第1編	第1章	第2節	1 1)	業務の対象となる廃棄物	表1-2 フレキシブルコンテナ入りで搬入される焼却対象物の外形寸法と重量(比重)をご教示ください。	フレキシブルコンテナの寸法は約1.1m□×1.0mH又は約1.0mφ×1.0mHです。フレキシブルコンテナの重量は各社にて想定してください。
43	共通	要求水準書	1-10	第1編	第1章	第2節	1 2)	業務の対象となる廃棄物	焼却対象物についての事前調査は、いつ頃実施できる予定でしょうか。	契約締結後に調査計画書を提出し、環境省担当官の承諾を得た後に実施してください。
44	共通	要求水準書	1-11	第1編	第1章	第2節	1 3)	灰処理対象物の性状	灰処理対象物の物理形状につきまして、セメント・キレート固化等により高密度・高強度に固化されたブロック形状のものはありますでしょうか(添付資料に粒径分布が記載されておりますが、灰処理対象物はそのような粉末状と考えて良いのでしょうか)。ブロック形状のものがある場合、その比率は何%程度でしょうか。高密度・高強度に固化された形状のものがある場合とない場合とで、前処理施設の構成が大きく異なりますので、ご教示願えませんでしょうか。	セメント固型化したものはありませんが、かなり強固に固化したのものも含まれます。比率については各社にて想定してください。
45	共通	要求水準書	1-11	第1編	第1章	第2節	1 3)	灰処理対象物の性状	灰処理対象物の性状の全体像を把握するため、フレコンバック毎のタグ情報を活用させて頂くことは可能でしょうか。タグ情報には、どのようなデータが内包されていますでしょうか。処理日、焼却対象物の種類や放射線濃度は入っておりますでしょうか。	タグ情報は受注者に提供します。タグ情報に放射線濃度は含まれます。
46	共通	要求水準書	1-11	第1編	第1章	第2節	1 3)	灰処理対象物の性状	灰処理対象物を技術提案前に現地確認することは可能でしょうか。	技術提案前に処理対象物の現地確認を行うことはできません。
47	共通	要求水準書	1-11	第1編	第1章	第2節	1 3)	灰処理対象物の性状	処理対象物の性状把握のため、灰処理対象物について事前調査を行うこととなっておりますが、この事前調査とは県内仮設焼却施設で保管されている焼却灰およびばいじんを県内仮設焼却施設の当該場所で調査可能なのでしょうか。もしくは、中間貯蔵施設内の仮置き場に搬入された後、当該仮置き場で調査が可能なのでしょうか。	環境省担当官と協議のうえ、承諾を得てください。
48	共通	要求水準書	1-11	第1編	第1章	第2節	1 3)	灰処理対象物の性状	焼却残さの性状として添付資料1に4施設から3検体ずつ採取した残さの最小値、最大値、平均値が記載されていますが、各施設の焼却灰、ばいじん、不燃物についての組成、放射線濃度の値及び分布、また、各焼却残さの中間保管施設への総搬入量を併せてご教示ください。	データの提供はできません。
49	共通	要求水準書	1-13	第1編	第1章	第2節	2 2)	騒音に関する基準値	「仮設処理施設から発生する騒音については、業務用地境界において・・・」とありますが、業務用地A業務用地Bの境界においても基準値を遵守する対象の境界となりますでしょうか。	業務用地A、業務用地Bの境界においても、騒音の基準値を遵守してください。

「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その1業務」及び「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その2業務」に係る質問回答書(技術提案書について)

No	業務名	図書名	頁	項目				タイトル	質問内容	質問回答
50	共通	要求水準書	1-13	第1編	第1章	第2節	2 3)	振動に関する基準値	「仮設処理施設から発生する振動については、業務用地境界において…」とありますが、業務用地A業務用地B工区の境界においても基準値を遵守する対象の境界となりますでしょうか。	業務用地A、業務用地Bの境界においても、振動の基準値を遵守してください。
51	共通	要求水準書	1-18	第1編	第1章	第3節	2	電離放射線障害防止規則への対応	電離放射線障害防止規則で定める規定値以下の受注者社内規定に従った被ばく線量管理を認めていただけますでしょうか？ 認めていただけた場合、社内規定の被ばく線量限度を超えた配置予定技術者および作業従事者の交替も認めていただけますでしょうか。	前段については貴見のとおりです。後段については入札説明書24(2)によります。
52	共通	要求水準書	1-18	第1編	第1章	第3節	2 6)	電離放射線障害防止規則への対応	建設工事期間中も、人に対し6)「汚染検査の実施」に記載の対応が必要でしょうか。	建設工事期間中は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(以下「除染電離則」。)に従ってください。
53	共通	要求水準書	1-19	第1編	第1章	第3節	2 7)	電離放射線障害防止規則への対応	建設工事期間中も、車両に対し7)「施設から退出する車両の汚染検査」の対応が必要でしょうか。	建設工事期間中は、除染電離則に従ってください。
54	共通	要求水準書	1-22	第1編	第1章	第6節	1	使用材料規格	「使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合する欠点のない新品とし、…」とありますが、建設的な事由により新品以外の使用(リース品含む)について環境省担当官様とご協議させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
55	共通	要求水準書	1-25	第1編	第1章	第10節	2)	地元説明会支援	地元説明会は、県内何箇所まで何回ほどお考えでしょうか。	各社にて想定してください。
56	共通	要求水準書	1-27	第1編	第2章	第1節	2	提出図書	業務計画概要書(業務全体)の提出期限について、平成30年3月末日までとの記載がありますが、1-9(表1-1 本業務の全体工程案)に示されているように契約締結日を平成30年3月1日と設定した上での提出期限でしょうか。契約締結日がそれよりも延長される場合には、提出期限も延長されるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については3月中の契約を予定しています。後段については要求水準書に記載のとおりです。
57	共通	要求水準書	1-27	第1編	第2章	第1節	2	提出図書	業務計画書(業務全体)の提出期限について、平成30年4月14日までとの記載がありますが、1-9(表1-1 本業務の全体工程案)に示されているように契約締結日を平成30年3月1日と設定した上での提出期限でしょうか。また、特記仕様書P.2には、業務計画書の作成・提出について、契約締結後14日以内に行うこととありますが、どちらが正しいのでしょうか。	前段については3月中の契約を予定しています。後段については業務計画書(業務全体)は要求水準書のとおり、平成30年度以降各年度の業務計画書は特記仕様書のとおり提出してください。
58	共通	要求水準書	1-30	第1編	第2章	第3節	1 5)	資材置場、仮設事務所	必要に応じて仮置場、仮設事務所を本業務用地の外に確保することは可能でしょうか。	中間貯蔵施設内の土地の提供はできません。中間貯蔵施設外については、受注者の責任と費用負担において用地を確保してください。
59	共通	要求水準書	1-31	第1編	第2章	第3節	3 1)	工事作業日及び作業時間	作業時間は原則8:00～18:00とありますが、双葉町の立入りゲートからの立入り可能時間が9:00～16:00となっております。対応方法をご教示下さい。また、運営業務における対応方法についてもご教示下さいますよう、お願いいたします。	前段については最寄り有人管理ゲートである東北レミコンゲートの通過可能時間(9:00～17:00)を遵守してください。後段については環境省担当官の指示に従ってください。
60	共通	要求水準書	1-31	第1編	第2章	第3節	5	その他留意事項	工事の施工に当たり、障害となる地中障害物を発見した場合等は、その処理に係る費用並びに当該処理に伴う本業務の工期及び契約金額の変更について、協議していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	原則として工期及び金額の変更はいたしません。ただし、地中障害物が見つかった場合で、それに起因する工程遅れのため契約工程の履行が困難な場合の対応は、環境省担当官と協議してください。
61	共通	要求水準書	1-31	第1編	第2章	第4節	1 1-1 3)	運営管理	収集・運搬計画の作成にあたっては、事前に収集・運搬に係る管理責任者を定め、とありますが、この管理責任者とは、JV職員以外での選任は可能でしょうか。	収集・運搬を担当する共同企業体の構成員から選任してください。
62	共通	要求水準書	2-1	第2編	第1章	第1節		業務内容	測量業務の完了について、平成30年5月末日までとの記載がありますが、1-9(表1-1 本業務の全体工程案)に示されているように契約締結日を平成30年3月1日と設定した上での提出期限でしょうか。契約締結日がそれよりも延長される場合には、完了期限も延長されるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
63	共通	要求水準書	2-2	第2編	第2章	第1節		業務内容	地質調査業務の完了について、平成30年5月末日までとの記載がありますが、1-9(表1-1 本業務の全体工程案)に示されているように契約締結日を平成30年3月1日と設定した上での提出期限でしょうか。契約締結日がそれよりも延長される場合には、完了期限も延長されるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
64	共通	要求水準書	2-3	第2編	第3章	第1節		業務内容	土壌汚染調査及び空間線量率調査(造成前)業務について、第3章のタイトルには「土壌汚染調査(造成前)」とあり、また、業務内容には「土壌汚染調査及び空間線量率調査(造成前)」との記載があります。造成前において空間線量率調査は行う必要があるのでしょうか。	造成前の空間線量率を調査してください。
65	共通	要求水準書	2-3	第2編	第3章	第1節		業務内容	土壌汚染調査(造成前)業務の完了について、平成30年5月末日までとの記載がありますが、1-9(表1-1 本業務の全体工程案)に示されているように契約締結日を平成30年3月1日と設定した上での提出期限でしょうか。契約締結日がそれよりも延長される場合には、完了期限も延長されるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
66	共通	要求水準書	2-3	第2編	第3章	第1節	1	業務内容	調査は「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第2版)」を参考として業務用地全域を対象に行うとありますが、全域を「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」と考えて5地点均等混合法による採取を行う理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
67	共通	要求水準書	2-4	第2編	第4章	第1節		業務内容	土壌汚染調査及び空間線量率調査(造成後)業務の完了について、平成31年3月末日までとの記載がありますが、1-9(表1-1 本業務の全体工程案)に示されているように契約締結日を平成30年3月1日と設定した上での提出期限でしょうか。契約締結日がそれよりも延長される場合には、完了期限も延長されるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
68	共通	要求水準書	2-5	第2編	第5章			生活環境影響調査	生活環境影響調査業務の完了について、平成30年5月末日までとの記載がありますが、1-19(表1-1 本業務の全体工程案)に示されているように契約締結日を平成30年3月1日と設定した上での提出期限でしょうか。契約締結日がそれよりも延長される場合には、完了期限も延長されるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
69	共通	要求水準書	2-6	第2編	第5章	第2節	1	予測評価内容	その1業務では隣接する業務用地Bに建設する仮設処理施設の発生源影響を、その2業務では隣接する業務用地Aに建設する仮設処理施設の発生源影響を加味して評価を行うこととありますが、これは大気、騒音・振動、臭気及び放射能のすべての項目について同様の考え方で予測評価を行うといった理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
70	共通	要求水準書	2-11	第2編	第5章	第2節	1	予測評価内容	動植物及び生態系の予測評価において、「文献等による業務用地周辺の動植物生息状況等の調査結果」とは、公表されているもの以外はすべて貸与頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	貸与可能なものは貸与します。

「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その1業務」及び「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その2業務」に係る質問回答書(技術提案書について)

No	業務名	図書名	頁	項目						タイトル	質問内容	質問回答
71	共通	要求水準書	3-1	第3編	第1章					造成業務	造成業務の記載欄に、「業務用地内に不発弾が存在する可能性がある。」とありますが、万が一、不発弾が発見された場合の費用(撤去費用やその間工事が中止されることの諸経費等)は別途協議対象との理解でよろしいでしょうか。	不発弾が見つかった場合で、それに起因する工程遅れのため契約工程の履行が困難な場合の対応は、環境省担当官と協議してください。
72	共通	要求水準書	3-1	第3編	第1章					造成業務	本業務用地の抜根を行うこと、とありますが、抜根する数量をご提示いただけないでしょうか。	各社にて想定してください。
73	共通	要求水準書	3-1	第3編	第1章					造成業務	業務用地内に不発弾を発見した場合は、危険防止対策及びその処理に係る費用並びに当該処理に伴う本業務の工期及び契約金額の変更について、協議していただけると理解してよろしいでしょうか。	不発弾が見つかった場合で、それに起因する工程遅れのため契約工程の履行が困難な場合の対応は、環境省担当官と協議してください。
74	共通	要求水準書	3-3	第3編	第1章		2			その他留意事項	造成に伴って発生した可燃性廃棄物(木の根等。)は、本施設稼働開始後に処理するので適切に保管しておくこと。とありますが、保管場所について、建設予定地外との認識でよろしかったでしょうか。また、その場合、建設予定地からの距離等をご提示願います。	業務用地内での確保を検討願います。確保できない場合には環境省担当官と協議してください。
75	共通	要求水準書	4-1	第4編	第1章	第1節	5			稼働時間	年間稼働日数に制限はありますか。上限や下限は想定しているのですか。	要求水準書に記載のとおりです。
76	共通	要求水準書	4-2	第4編	第1章	第1節	7	2)		安定稼働 仮設灰処理施設	「一系あたり90日間以上にわたり、この間の計画作業日における安定運転が可能であること」とありますが、この間に連続ではなく計画停止を挟みつつ90日間以上安定して運転できることという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
77	共通	要求水準書	4-2	第4編	第1章	第1節	8			仮設焼却施設の 供給装置の方式	受入ホッパ+エプロンコンベアは同等以上の機能の方式に変更することは可能でしょうか。	事業者提案とします。
78	共通	要求水準書	4-3	第4編	第1章	第1節	8	表 4-4		生成物搬出装置	方式はヤード方式又はパンカ方式のため、生成物の運搬はバラ積みのダンプトラックと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
79	共通	要求水準書	4-5	第4編	第1章	第2節	5			仮設灰処理施設 工場棟	「見学者対応として、見学者がプラントの主要機器を安全に見学…」とありますが、見学方法及び見学機器については受注者の提案としてよろしいでしょうか。	貴見のとおりですが、環境省担当官の承諾を得てください。
80	共通	要求水準書	4-6	第4編	第1章	第3節	1	1)	(3)	計画概要 工場棟(仮設灰 処理施設)	「溶融炉又は焼成炉を含めたプラント設備全体を建屋内に収めること。これが困難な場合は環境省担当官の承諾を得ること」とありますが、給水設備(ポンプ・水槽類等)を建屋外に設置することは可能だと考えてもよろしいでしょうか。	実施設計時に環境省担当官と協議するものとします。
81	共通	要求水準書	4-7	第4編	第1章	第3節	1	2)	(2)	仮設事務所	仮設事務所は業務用地外で中間貯蔵施設内の土地を提供いただけると考えてよろしいでしょうか。また、土地の手配は環境省様でご利用いただくということよろしいでしょうか。	中間貯蔵施設内の土地の提供はできません。業務用地外については、受注者の責任と費用負担において用地を確保してください。
82	共通	要求水準書	4-9	第4編	第1章	第4節	1	1)		試運転	「運転業務開始前に試運転を行うこと。正式受電より試運転とする。」とありますが、正式受電が来ていない場合でも、受注者にて発電機等で電力を供給すれば試運転を行えるとの理解でよろしいでしょうか。	常用発電機を設置し、その電力を使用して試運転を実施してください。
83	共通	要求水準書	4-9	第4編	第1章	第3節	3			施設整備方針	表4-6 各施設の整備方針(2/2) 「表内の工場棟の整備方針欄内で、・受入ヤードには前処理エリアを持ち、放射線管理区画とすること。」とありますが、受入ヤードでは、搬入物の荷卸しと一時仮置きとし、前処理は別途区画されたエリアで行うとした場合、受入ヤードは放射線管理区画としなくてもよろしいでしょうか。	電離放射線障害防止規則に従ってください。
84	共通	要求水準書	4-10	第4編	第1章	第5節	1			性能試験	試運転期間・性能試験の処理対象物は、表1-5、表1-6、添付資料1の想定した処理対象物から、受注者にて選択することについて、実施設計時に協議させて頂いてもよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
85	共通	要求水準書	4-10	第4編	第1章	第5節	1			性能試験	試運転や性能試験は、要求水準書に示すご品質の範囲内で実施する必要があることから、試運転や性能試験時の処理対象物の選定については、処理対象物の事前調査完了後に協議させて頂いてもよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
86	共通	要求水準書	4-10	第4編	第1章	第4節	1	8)		試運転	「8)仮設焼却施設及び仮設灰処理施設は、試運転期間中に10日間以上の連続した定格処理による安定した稼働を確認すること。」とありますが、仮設焼却施設と仮設灰処理施設それぞれで個別に独立して確認するという理解でよろしいでしょうか。	同時に確認することとします。
87	共通	要求水準書	4-17	第4編	第1章	第5節	2	2)	表 4-12	生成物性能試験 のサンプル採取 場所について	サンプリング場所は、溶融スラグ搬出装置および生成物搬出装置出口付近となっておりますが、利用用途に応じたサンプリング箇所を選定するというでよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
88	共通	要求水準書	4-18	第4編	第1章	第5節	2	2)	表 4-13	性能保証事項	表4-13番号9の緊急作動試験では、非常用発電機の基数を複数台とし、かつ、配置場所を複数箇所に配置したとしても、非常用発電機が起動しない状態を想定しなければならないのでしょうか。	非常用発電機が起動しない状態を想定してください。
89	共通	要求水準書	4-24	第4編	第2章		2			防熱、保温	下より2行目、「水、空気、排ガス系の保温材は、グラスウールまたはロックウールとすること。」とありますが、必要に応じて、リフラクトリーセラミックファイバーを含まないセラミック系保温材、断熱材の使用は可能という理解でよろしいでしょうか。	環境省担当官の承諾を得たものであれば使用可能とします。
90	共通	要求水準書	4-25	第4編	第2章		7	1)		電源計画	商用電源の受電可能容量について見込みをご教示ください。	電気事業者と協議してください。
91	共通	要求水準書	4-29	第4編	第3章-1	第1節	1	⑥	イ	特記事項	放射性物質濃度が異常に高いもの、とありますが、どれほどの濃度をお考えでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。

「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その1業務」及び「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その2業務」に係る質問回答書(技術提案書について)

No	業務名	図書名	頁	項目						タイトル	質問内容	質問回答
92	共通	要求水準書	4-30	第4編	第3章	第2節				給水設備	当該予定地が帰還困難区域であることから配達業者等の第三者の出入りに制限はありますか。	「帰還困難区域への公益目的の一時立ち入り申請」が必要です。
93	共通	要求水準書	4-30	第4編	第3章	第2節				給水設備	試験的に掘削した井戸(150mmφ×約300m)とありますが、業務用地AおよびBについても、井水用の井戸をφ150mm×300m程度施工すれば、700t/日の揚水量を確保できると考えればよろしいでしょうか。	各社にて想定してください。
94	共通	要求水準書	4-30	第4編	第3章-2	第1節	4			さく井工事	各業務用地では、1,000m <sup>3</sup> /日程度の取水は可能と見込んでいるとありますが、試験的に掘削した井戸(150mmφ×約300m)と同程度の施工をすれば、1,000m <sup>3</sup> /日程度の取水は可能との理解でよろしいでしょうか。	各社にて想定してください。
95	共通	要求水準書	4-32	第4編	第3章	第2節	4	1)		水槽類仕様	「高置水槽を設ける場合は、平均使用水量の30分以上の容量を確保すること」とありますが、これは共通設備における生活用水に対することであり、各処理施設のプラント用水には適用されないと考えてよろしいでしょうか。	全ての高置水槽に適用します。
96	共通	要求水準書	4-32	第4編	第3章	第3節	1	1-1	6)	受電ユニット(1回線に付き)	特別高圧(66kV、50Hz) 1回線受電であるため、(2)VCTユニットの欄も含め、それに適した設備構成の提案を実施してもよろしいでしょうか。	貴見のとおりですが、環境省担当官の承諾を得てください。
97	共通	要求水準書	4-32	第4編	第3章	第3節	1	1-2	2)	特高変圧器/形式	屋内形ガス絶縁変圧器とありますが、特別高圧を架空引込とするため、キュービクル形ガス絶縁開閉装置も含め、屋外設置としたほうが合理的と考えますので、そのような設備構成の提案を実施してもよろしいでしょうか。	特別高圧電力受変電設備は、受変電設備棟を設置しその中に納めてください。
98	共通	要求水準書	4-36	第2編	第3章-1	第4節	3			放射線モニタリングポスト	モニタリングポストは、消費電力等の問題が少なく福島県内での実績も豊富な、シリコン半導体検出器を用いた方式でもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
99	共通	要求水準書	4-37	第2編	第3章-1	第6節	1			放射性物質濃度測定装置	ゲルマニウム半導体検出器を持った測定装置は、外部の測定専門機関所有のものを用い、現場設置のNAI(TI)シンチレーションスペクトロメータと併用してよろしいでしょうか。(より信頼性が高い成果がでると考えております)	要求水準書に記載のとおりです。
100	共通	要求水準書	4-40	第4編	第3章-2	第1節	3	2)		駐車場	業務用地に確保できない場合は、他の用地に設置することは可能でしょうか。	業務用地内の土地の提供はできません。業務用地外については、受注者の責任と費用負担において用地を確保してください。
101	共通	要求水準書	4-41	第4編	第3章-2	第1節	4	1)		プラント用水井戸	取水量が足りない場合、業務用地内の所定の場所に、更に1本の井戸を掘削することは可能でしょうか。	更に井戸を掘削することは可能とします。
102	共通	要求水準書	4-41	第4編	第3章	第1節	4	1)		プラント用水井戸	井戸水量が不足する場合は、環境省から別水源の利用をご指示いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	井戸水量が不足する場合は、事業者にて確保してください。
103	共通	要求水準書	4-48	第4編	第4章	第1節	2			受入ヤード	「イ 有効容量 [ ]m <sup>3</sup> (積上高2m以内)」とありますが、フレキシブルコンテナが安定して積上げられる装置、器具の使用等の対策により、2mを超えて貯留することも可能でしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
104	共通	要求水準書	4-48	第4編	第4章	第1節	2			受入ヤード	処理対象物に混入の可能性がある長尺物は、どの程度までの寸法を想定しておけばよろしいでしょうか。	各社にて想定してください。
105	共通	要求水準書	4-48	第4編	第4章	第1節	7			破砕機	想定される長尺物の寸法によっては、破砕機での前処理が不要となりますが、その場合において、破砕機設置の要否や重機破砕での対応可否等につき、協議させて頂くことは可能でしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
106	共通	要求水準書	4-68	第4編	第4章	第5節	6			助燃油貯槽	管理効率化のため仮説焼却施設と灰処理施設の燃油貯槽は共用としてもよろしいでしょうか。	各社の提案によります。
107	共通	要求水準書	4-88	第4編	第4章	第10節	5			焼却残さ搬送装置	焼却残さ搬送装置は、仮設灰処理施設へ搬送する機器なので、この付属品である、『搬送物計量装置』で計測された重量が、仮設灰処理施設への運搬量としてよろしいでしょうか。また、処理費用は、運搬量に基づいて請求するという点でよろしいでしょうか。	前段については貴見のとおりですが、搬送物計量装置は要求水準書第4編第1章第2節「3. 計量設備」に適合するものとしてください。後段については貴見のとおりです。
108	共通	要求水準書	4-93	第4編	第4章	第14節	1	1)	(4)	保守用動力用変圧器	保守用動力用変圧器を設置するのではなく、保守用動力をプラント動力変圧器や建築動力変圧器の負荷とするほうが合理的と考えますので、そのような提案を実施してもよろしいでしょうか。	貴見のとおりですが、環境省担当官の承諾を得てください。
109	共通	要求水準書	4-94	第4編	第4章	第14節	2	2)		進相コンデンサ	進相コンデンサは低圧仕様となっておりますが、受電点力率の改善の目的からすると高圧仕様のほうが合理的である場合、高圧仕様の進相コンデンサを提案を実施してもよろしいでしょうか。	貴見のとおりですが、環境省担当官の承諾を得てください。
110	共通	要求水準書	4-98	第4編	第4章-1	第5節	3	2)	(5)	連続式煙道中放射性物質監視装置	「高温(100℃以上)の湿りガス状態」での放射性物質濃度を測定する方法として、排ガスを冷却し結露水と残存ガスの双方の放射性物質濃度を測定し合算する方法等の採用も含め、よりトラブルが少なく安定稼働する装置を提案することは可能でしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
111	共通	要求水準書	4-105	第4編	第4章-2	第2節	2			換気設備	工場棟、管理居室の換気は第4章-1機器設備工事、第8節排ガス処理設備、第9節通風設備等とは接続せずに、個別に換気バランスを確保するものと考えてよろしいでしょうか。またそうでない場合は機器設備工事と建屋換気設備の全体フローで設定風量、押し込みファンの有無等をご指示願います。	前段については貴見のとおりです。
112	共通	要求水準書	4-108	第4編	第5章	第1節				受入供給設備	前処理設備において、灰処理対象物を搬送するコンベヤの形式や仕様は受注者の提案としてよろしいでしょうか。	貴見のとおりですが、環境省担当官の承諾を得てください。
113	共通	要求水準書	4-109	第4編	第5章	第1節	2			受入ヤード	「イ 有効容量 [ ]m <sup>3</sup> (積上高2m以内)」とありますが、フレキシブルコンテナが安定して積上げられる装置、器具等を使用すれば、2mを超えて貯留することも可能でしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
114	共通	要求水準書	4-109	第4編	第5章	第1節	4			フレキシブルコンテナ破袋機	「ハ 破袋後のフレキシブルコンテナは回収できる構造とすること。」とありますが、別機器にてフレキシブルコンテナを回収してもよろしいでしょうか。	貴見のとおりですが、環境省担当官の承諾を得てください。

「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その1業務」及び「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その2業務」に係る質問回答書(技術提案書について)

No	業務名	図書名	頁	項目						タイトル	質問内容	質問回答
115	共通	要求水準書	4-120	第4編	第5章	第4節	1	2)	①	噴霧ノズル	ノズルの形式で「2流体ノズル」とありますが、より適正なノズルを提案できる場合、その採用可否につき協議させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
116	共通	要求水準書	4-121	第4編	第5章	第4節	2	1)	(2)③	有効貯留量	「最大噴霧量の10日分」と記載ありますが、確実な薬剤ルートを確認し薬剤搬入間隔を短縮できる場合は、有効貯留量の低減につき協議させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
117	共通	要求水準書	4-126	第4編	第5章	第6節				生成物処理・搬出設備	熔融スラグは容器等に密閉せずに搬送してもよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
118	共通	要求水準書	4-127	第4編	第5章	第6節	3			生成物貯留装置	生成物については、性能保証項目の分析確認が必要ですが、その分析期間は本貯留装置に貯留することが必要でしょうか。それとも業務用地外ストックヤードにて、分析期間貯留することが可能でしょうか。	分析期間は、業務用地外ストックヤードに貯留することを想定しています。
119	共通	要求水準書	4-128	第4編	第5章	第7節	1			灰処理ばいじん処理装置	「本装置は、ガス冷却塔、集じん装置等で捕集された灰処理ばいじんを加湿するものである」と記載がありますが、灰の処理工程において密閉性の確保および局所集塵の実施により、発塵および灰飛散の可能性がない場合は、灰のシュート等への付着低減の観点から加湿をしなくてもよいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
120	共通	要求水準書	4-130	第4編	第5章	第7節	3			灰処理ばいじん一時保管室	保管日数を検討のために、廃棄物貯蔵施設の運用(受入時間および受入可能日など)をご教示頂けないでしょうか。	廃棄物貯蔵施設への搬出は月曜日から土曜日の日中のみを想定しています。
121	共通	要求水準書	4-131	第4編	第5章	第7節	5			鋼製角形容器	鋼製角形容器は、環境省様ご指定の容器を購入するのでしょうか。受注者が製作して納入するのでしょうか。受注者が製作する場合は、更に詳細な仕様をご提示いただけるのでしょうか。	受注者にて製作してください。仕様については要求水準書に記載のとおりです。
122	共通	要求水準書	4-145	第4編	第5章-2	第2節	2			換気設備	工場棟、管理居室の換気は第5章-1機器設備工事、第4節排ガス処理設備、第5節通風設備等とは接続せずに、個別に換気バランスを確保するものと考えてよろしいでしょうか。またそうでない場合は機器設備工事と建屋換気設備の全体フローで設定風量、押し込みファンの有無等をご指示願います。	前段について、管理居室については貴見のとおりです。工場棟については各社の提案によります。
123	共通	要求水準書	5-1	第5編	第1章	第1節	3)			計画書の作成	仮設灰処理施設の収集・運搬計画書、運転計画書を作成するために、県内仮設焼却炉から中間貯蔵施設 仮置き場への焼却灰、ばいじんの運搬計画や、焼却灰、ばいじんの性状情報を、事前にご提供いただくことは可能でしょうか。	事前提供はできません。
124	共通	要求水準書	5-3	第5編	第1章	第7節				運營業務期間終了時の取扱い	運營業務開始から10年以上使用できるように維持管理すること、引き続き7年間本体の更新をせずに使用可能な状態に整備されていることとなっていますが、その整備計画及び維持管理計画は主要なものについての計画と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりですが、「主要なもの」の内容については環境省担当官の指示に従ってください。
125	共通	要求水準書	5-4	第5編	第2章	第1節				収集・運搬業務	灰処理対象物の土曜日、日曜日の収集運搬は可能でしょうか。	灰処理対象物の収集運搬は月曜日から土曜日の日中のみとします。
126	共通	要求水準書	5-4	第5編	第2章	第2節	4)			焼却処理業務	焼却処理によって発生した焼却残さの計量と仮設処理施設への搬送で、ガス化熔融方式で発生した熔融スラグは計量および外部ストックヤードへ搬出となっていますが、運搬費用は本見積書のどこに計上すればよろしいでしょうか。「O 生成物等移送経費」は灰処理で発生した生成物等であり、本熔融スラグは対象外でしょうか。	「第11号単価表 生成物等移送経費」に計上してください。
127	共通	要求水準書	5-4	第5編	第2章	第4節				維持管理業務	維持管理業務で発生した廃耐火物や廃部品などは、環境省担当官様が指示する場所へ搬出すると考えてよろしいでしょうか。	受注者にて産業廃棄物として処分してください。ただし、指定廃棄物となったものは環境書が処分します。
128	共通	要求水準書	5-5	第5編	第2章	第7節				その他関連業務	運營業務に伴い発生する廃棄物(使用済防護服、マスク、梱包材等含)は全て受注者の負担において適切に処理・処分することとなっていますが、受注者の仮設焼却施設で処理・処分することは可能でしょうか。	本業務で設置する仮設焼却施設では処理できません。産業廃棄物として処分してください。
129	共通	要求水準書	5-6	第5編	第3章	第1節				収集運搬の実施	収集・運搬計画をする上で、運搬する車両について、帰宅困難区域内においても特車申請は必要となるのでしょうか。	各社にて確認してください。
130	共通	要求水準書	5-6	第5編	第3章	第2節	3)			収集運搬計画書等の作成	収集運搬計画の立案に当たっては、お盆、年末年始及びお彼岸の期間の収集運搬計画には特段の配慮をすることとありますが、「特段の配慮」とは、その期間、工事を中止する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
131	共通	要求水準書	5-6	第5編	第3章	第3節	2)			上部遮水シート、現場発生材	上部遮水シートや現場発生材等は本業務の処理対象物ではないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
132	共通	要求水準書	5-6	第5編	第3章	第3節				収集運搬の実施	中間貯蔵施設外の仮置き場からの搬出時間帯は、原則として午前8時から午後5時とする。とありますが、搬出日時は月曜日から土曜日との理解でよろしいでしょうか。それとも平日(月曜日から金曜日)までの理解でよろしいでしょうか。	中間貯蔵施設以外の仮置き場からの収集運搬は、月曜日から土曜日の日中のみとさせていただきます。
133	共通	要求水準書	5-6	第5編	第3章	第3節				収集運搬の実施	中間貯蔵施設外の仮置き場からの搬出時間帯は、原則として午前8時から午後5時とする。とありますが、中間貯蔵施設内からの搬出時間帯は、要求水準書1-31 工事作業日及び作業時間に示されている、8:00~18:00との理解でよろしいでしょうか。	帰宅困難区域へのゲート通過時間を考慮して各社にて想定してください。
134	共通	要求水準書	5-6	第5編	第3章	第3節				収集運搬の実施	要求水準書1-10の表1-2 処理対象物の種類にある中で、焼却対象物の中の「除染廃棄物」についての実施方法等の記載はありますが、「中間貯蔵施設予定地内廃棄物、受入分別施設発生残渣、災害廃棄物」についての収集運搬の実施方法の記載がありません。ご提示いただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。

「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その1業務」及び「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その2業務」に係る質問回答書(技術提案書について)

No	業務名	図書名	頁	項目					タイトル	質問内容	質問回答	
135	共通	要求水準書	5-6	第5編	第3章	第3節			収集運搬の実施	要求水準書1-10の表1-2 処理対象物の種類にある中で、焼却対象物の中の「除染廃棄物」についての実施方法等の記載はありますが、「灰処理対象物」についての収集運搬の実施方法の記載がありません。ご提示いただけないでしょうか。	要求水準書第5編第3章第3節3)に示すとおりです。	
136	共通	要求水準書	5-6	第5編	第3章	第3節	1)		収集運搬の実施	仮置き場の位置は、添付資料7を参照のこととあります。添付資料7にあります受入・分別施設(可燃物)の箇所数について、現在双葉町には3箇所の受入・分別施設があらうかと思われませんがその3箇所という理解でよろしいでしょうか。	仮置き場と受入分別施設は異なります。仮置き場の位置については未定のところもあるため、各社にて想定してください。	
137	共通	要求水準書	5-7	第5編	第3章	第3節	3)	(1)	収集運搬の実施	車両への積載に係る作業分担については中間貯蔵施設内各施設の管理者と十分協議することとありますが、この作業分担について、見積をする上では、積み込みから搬出までを計上すればよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
138	共通	要求水準書	5-7	第5編	第3章	第3節	6)		収集運搬の実施	施設入口付近には、誘導員を置き、とありますが、ここで言う施設とは、仮置き場および仮設処理施設の両方を示すとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
139	共通	要求水準書	5-6	第5編	第3章	第3節			収集運搬の実施	除染廃棄物(可燃物に限る)のフレキシブルコンテナ等には、袋ごとに識別するためのQRタグが付されているとありますが、灰処理対象物の焼却灰およびばいじん等のフレキシブルコンテナ等にも容器ごとにQRタグが付されているのでしょうか。付されているのであればそのタグ情報はどんな情報が記録されているのか開示は可能でしょうか。	容器ごとにタグが付されています。タグ情報の内容は受注者に提供します。	
140	共通	要求水準書	5-6	第5編	第3章	第1節			処理対象物の現地調査	双葉町内すべての除染廃棄物及び片付けごみ等の仮置場について現地調査を行いとありますが、現在既に焼却処理予定138,700tのすべてが仮置場に保管されているのでしょうか。	138,700tには今後搬入されるものを含んでいます。	
141	共通	要求水準書	5-6	第5編	第3章	第3節			収集運搬の実施	除染廃棄物のフレキシブルコンテナには、QRタグが取り付けられているとのことですが、フレキシブルコンテナ入りの災害廃棄物等にもQRタグが取り付けられているのでしょうか。	災害廃棄物にはQRタグは取り付けられていません。	
142	共通	要求水準書	5-7	第5編	第3章	第3節	1	2)	(5)	収集運搬の実施	「積み込み時に破損の恐れがあるフレキシブルコンテナ等は新しいフレキシブルコンテナに詰め替えること」とありますが、保管時の状況などが不明なため作業量を見込むことができません。都度協議にて対応とさせていただくことは出来ないでしょうか。	詰替えが必要な数量については、各社にて想定してください。追加的な精算はありません。
143	共通	要求水準書	5-8	第5編	第4章	第2節			有資格者の配置	必要な資格に第2種電気主任技術者とありますが、電気保安協会に委託することでもよろしいでしょうか。	特別高圧電力を受電する場合は電気保安協会への委託はできません。	
144	共通	要求水準書	5-9	第5編	第4章	第3節	5)		適正処理	「ガス化熔融方式を採用する場合には、スラグの計量後外部ストックヤードへ搬出すること。」との記載がありますが、仮設焼却施設から発生するスラグを環境省担当官様が指示する場所まで移送する経費に関しましては業務費見積書(様式7-1~7-3、8)及び(様式9-1、9-2、第1号~第11号単価表)のどの項目に含めればよろしいでしょうか。具体的にご教示いただけないでしょうか。	「第11号単価表 生成物等移送経費」に計上してください。	
145	共通	要求水準書	5-9	第5編	第4章	第3節	6)		適正処理	「ガス化熔融方式の場合は、スラグから分離した金属についても同様とすること。」との記載がありますが、仮設焼却施設から発生するスラグから分離した金属を環境省担当官様が指示する場所まで移送する経費に関しましては、業務費見積書(様式7-1~7-3、8)及び(様式9-1、9-2、第1号~第11号単価表)のどの項目に含めればよろしいでしょうか。具体的にご教示いただけないでしょうか。	「第5号単価表 維持管理経費(仮設焼却施設)」に計上してください。	
146	共通	要求水準書	5-18	第5編	第6章	第3節			補修・改造	補修・改造時に発生した放射性物質に汚染された耐火物やバグフィルタのろ布等の廃棄物の処理の方法をご教示ください。	産業廃棄物として処分してください。ただし、指定廃棄物となったものは環境省が処分します。	
147	共通	要求水準書	5-21	第5編	第8章				情報管理業務	本章の他、様々な資料・図面・記録等を貴省に提示・報告することが定められていますが、提示する情報については機密情報として取り扱っていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	行政機関の保有する情報の公開に関する法律に従います。	
148	共通	要求水準書	5-22	第5編	第9章	第5節			環境省への協力	ストックヤードの生成物を搬出する際の計量の協力は、ストックヤードに設置されている計量機で行うのでしょうか。また1名常駐すると解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。	
149	共通	要求水準書添付資料	1						焼却残さの性状	仮設灰処理施設にて処理する灰処理対象物はA~Dの4施設から発生した焼却残渣のみとの理解でよろしいでしょうか。仮に、他の施設から発生した灰処理対象物がある場合は、性状をご教示下さい。	A~Dの4施設は参考データです。灰処理対象物の性状については、各社にて想定してください。	
150	共通	要求水準書添付資料	9	2					調査結果のまとめ	井水の薬品添加必要性等を判断するために、原水全項目(40項目)の分析結果をご開示頂けないでしょうか。	飲料水の水質基準(塩素酸、クロロ酸等の11項目を除く40項目)に適合しています。測定データは受注者に提供します。	
151	共通	要求水準書添付資料	13						仮設処理施設の処理フロー(参考)	シャフト炉式ガス化熔融のフローシートで、ガス化熔融炉から発生した熔融スラグは充填機に行くフローになっておりますが、要求水準書P4-90 熔融スラグ貯留装置に記載の通り、パンカ方式又はストックヤード方式でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
152	共通	要求水準書添付資料	16						処理対象物の仮置場位置図	位置図によると、仮設灰保管施設(焼却残さ)は、2か所のみですが、この2か所に県内仮設焼却施設からの灰が集約されるのでしょうか。また、今後は仮設灰保管施設は増設されるのでしょうか。	今後増設が見込まれます。	
153	共通	要求水準書添付資料	16						処理対象物の仮置場位置図	図1に処理対象物の仮置場位置図が示されておりますが、それぞれの仮置場における処理対象物の数量をご提示いただけないでしょうか。	各社にて想定してください。	
154	共通	特記仕様書	1	第2章					作業員への特殊勤務手当の支払い	作業員への特殊勤務手当につきまして、業務費見積書(様式7-1~7-3、8)及び(様式9-1、9-2、第1号~第11号単価表)において記載する該当箇所がないため、本業務の入札では見積範囲外であるとの理解でよろしいでしょうか。また、特殊勤務手当に関しましては、受注者が業務開始後に環境省様へ申請し、該当する費用を実費精算としてお支払いいただけると理解してよろしいでしょうか。	特記仕様書に記載のとおりです。	
155	共通	特記仕様書	2	第2章	6				作業員への特殊勤務手当の支払い	作業員への特殊勤務手当の支払いについて、業務別に定める特殊勤務手当に係る諸経費に相当する額を支払うとありますが、ここでいう諸経費に相当する額とは、入札時に提出する業務費内訳書に記載した業務毎の諸経費率(共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費率)を乗じた額という理解でよろしいでしょうか。	特記仕様書に記載のとおりです。	

「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その1業務」及び「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その2業務」に係る質問回答書(技術提案書について)

No	業務名	図書名	頁	項目						タイトル	質問内容	質問回答
156	共通	入札説明書	7	10	(3)					技術提案書及び業務費見積書の提出(第1回)	「その1」および「その2」の両方に参加を希望する場合、技術提案書を両業務に共通として作成すること。ただし、その1業務、その2業務で内容が異なる部分がある場合は、異なる部分についてのみ区分して記載することとの旨ありますが、各技術提案書様式にて指定されております枚数以内でその1業務及びその2業務の内容を両方含めて記載すると理解してよろしいでしょうか。(例えば様式5-15(o)全体配置・動線計画にて、指定枚数が3枚以内とされておりますが、その1業務及びその2業務の内容を両方含め3枚以内と理解してよろしいでしょうか。)	その1業務、その2業務で内容が異なる部分がある場合は、それぞれの業務で指定した枚数以内で提案してください。
157	共通	入札説明書	11	11	(5)	ア				技術提案書	「参考資料は、…技術提案書を含め片面10枚以内とすること。」とありますが、参考資料の枚数制限は各様式(様式4-1～5-15)ごとに「10枚-各技術提案書様式の指定枚数=参考資料の枚数」と理解してよろしいでしょうか。(例えば、技術提案書様式5-1(a)業務の実施体制の場合、指定枚数は4枚以内とされているため、参考資料は6枚まで添付できると理解してよろしいでしょうか。)	参考資料の枚数は、技術提案書と合わせて片面10枚以内とします。
158	共通	入札説明書	41～64							様式4-1～5-15	技術提案書様式4-1～5-15の下部注釈に示されている指定枚数は片面の枚数と理解してよろしいでしょうか。(例えば、技術提案書様式5-1(a)業務の実施体制の場合、指定枚数は4枚以内とされているため、片面4枚以内と理解してよろしいでしょうか。)	指定枚数は片面の枚数です。
159	共通	入札説明書	66-79							業務費見積書(様式7-1～7-3、8) 業務経費見積書(様式9-1、9-2、各号単価表)	本施設の所有権を受注者側で持つ場合、本施設に係る不動産取得税、固定資産税、償却資産税等の費用は業務費見積書(様式7-1～7-3、8)及び業務経費見積書(様式9-1、9-2、各号単価表)のどの費用項目に計上すればよろしいでしょうか。	「第4号単価表 運営維持管理費(共通部)」の運営管理費に計上してください。
160	共通	入札説明書	66-79							業務費見積書(様式7-1～7-3、8) 業務経費見積書(様式9-1、9-2、各号単価表)	本事業は長期にわたるため、物価の変動にともなう価格改定についてご協議いただきたい事態が想定されますが、運営・維持管理業務における燃料費、薬剤費、光熱水費、人件費等の各費目については、各号の内容欄に費目を追記していく形で記載すればよろしいでしょうか。	物価変動に伴う価格改定は行いません。
161	共通	入札説明書	7	10	(2)	エ				提出部数	①技術提案書及び付帯資料30部(正2部、副28部)、②業務費見積書30部(正2部、副28部)を提出する事になっておりますが、①と②は別々のファイルで提出するとの理解でよろしいでしょうか。また、第2回目、第3回目の資料提出も同様の理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
162	共通	入札説明書	10	11	(1)	(イ)	(i)			ばいじん量と低減対策(様式5-9)	物質収支を提出するにあたり、収集運搬される灰処理対象物(中間貯蔵施設に搬入された焼却灰及びばいじん)の焼却灰とばいじんは塩基度を含めた性状が大きく異なるため、それぞれの比率をご提示して頂けないでしょうか。	各社にて想定してください。
163	共通	入札説明書	10	11	(1)	(イ)	(i)			ばいじん量と低減対策(様式5-9)	灰処理ばいじんの実発生量は、その後の廃棄物貯蔵施設の維持管理やさらなる減容化の費用に影響すると考えられますが、提案書の物質収支に示す「ばいじん量」には達成義務やペナルティが課せられるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
164	共通	入札説明書	11	11	(4)					付帯資料	技術提案書の付帯資料(造成計画図、主要機器配置図等)は、提出する図書の種類・内容により最大A3サイズまで提出してもよろしいでしょうか。	A4サイズとしてください。
165	共通	入札説明書	11	11	(4)	(カ)				処理能力曲線	仮設焼却施設から発生する灰は、処理方式により水分量等が大きく異なると思いますが、乾重量とすることよろしいでしょうか。また、中間貯蔵施設へ搬入された焼却灰やばいじんの灰処理能力は、灰の想定水分量により大きく能力が変わる為、要求水準書添付資料P1の添付資料1にある各灰水分の平均値を用いて評価する事としていただけないでしょうか。	精算の根拠となる処理量は湿重量ですので、処理能力曲線の処理量(Y軸)も湿重量としてください。水分量は、要求水準書添付資料から類推するものとし、処理能力曲線には算出根拠となる水分を明記してください。
166	共通	入札説明書	11	11	(4)	(カ)				処理能力曲線	仮設灰処理施設については、塩基度及び灰処理対象物の放射性物質濃度と灰処理対象物の処理量の関係を図示することとありますが、具体的にどのような図を想定されているものかご提示して頂けないでしょうか。また、放射性物質濃度については、要求水準書P1-12に示される処理対象物の放射性セシウム濃度の範囲において、処理能力が変わらない場合は、その旨記載するのみで、放射性物質濃度別の表現は不要と考えてよろしいでしょうか。	横軸を塩基度、縦軸を処理量とし、放射性物質濃度(数段階)ごとに色分けした性能曲線を記載してください。
167	共通	入札説明書	12	12	(1)	イ				第1回技術対話	「技術対話は、改善された技術提案書に基づいて実施するため、新たな資料の提出は不要」との記載がありますが、技術対話での説明・解説資料であっても技術提案書以外は不可(認められない)との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
			13	13	(1)	イ				第2回技術対話		
168	共通	入札説明書	12	12	(3)					技術提案書(第2回)及び業務費見積書(第2回)の提出	「技術対話において改善指示が無い場合であっても、自主的に改善を行っても良い。」とありますが、提案書評価は最終提出の提案書(3回目)のみと考え、1回目及び2回目提出の提案書は評価対象外と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
			13	13	(3)					技術提案書(第3回)及び業務費見積書(第3回)の提出		
169	共通	入札説明書	49							(様式4-9)	当該技術提案書項目は「業務工程」とあり、P8の(i)に記載の内容には建設工期についての記載とあります。全業務工程は平成29年度から平成34年度までの6カ年度あり提案書もA4で6枚以内とあるため運営期間も含め全ての業務工程について記載するとも読み取れますが、本項目には建設工期となる平成29年3月から平成32年2月までの3カ年度分についての記載するものと考えてよろしいでしょうか。	平成29年度～平成34年度の6年分としてください。



「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その1業務」及び「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その2業務」に係る質問回答書(技術提案書について)

No	業務名	図書名	頁	項目					タイトル	質問内容	質問回答	
170	共通	入札説明書	68						業務費見積書	要求水準書P1-8及びP4-25の電力及び電気設備に記する内容では受電可能時期について受注者にて電力事業者との協議とされていますが、電気事業者から現時点で明確な回答を得られない場合、試運転開始時期の商用受電の可否を事業者側が判断することは非常に困難です。平成32年1月時の負荷試運転開始は必須と考え、受電不可の状況を想定した常用発電機設置を計画するものと考えてよろしいでしょうか。その場合、以下のケースが考えられますが、どのような状況を想定して計画及び見積書の算出をすればよろしいでしょうか。 ①施設稼働に必要な電力を全て賄う常用発電設備を設置し、運営期間の3年間に於いては全ての期間で当該常用発電機を利用する計画。 (一切の商用受電を見込まない) 何れかの時期に特別高圧受電が可能と想定し、特別高圧受変電設備費は賃貸借料金に見込む。 ②運営開始時に特別高圧受電ではない一定量の高圧受電を見込み、不足する電力を補う常用発電機を設置の上、運営期間3年間は全ての期間で本運用を継続する計画。 (この場合、見込まれる高圧受電電力量を御教示下さい) 何れかの時期に特別高圧受電が可能と想定し、高圧受電設備及び特別高圧受電設備費を賃貸借料金に見込む。 また、電力負担金については想定することが困難なため、見積範囲外として頂けないでしょうか。	現時点において、受電の可能時期が明確でないことから、業務期間中の受電はできない前提としてください(①の考え方になります。)	
171	共通	入札説明書	68						業務費見積書	仮設灰処理施設の対象物である中間貯蔵施設に搬入された焼却灰及びばいじんは要求水準書添付資料にご提示のように塩基度が大きく異なります。想定条件によっては塩基度調整材などの必要量等の影響により見積書の算出結果が大きく異なる事が予想されます。中間貯蔵施設へ搬入された焼却灰及びばいじんの比率をご提示して頂けないでしょうか。	各社にて想定してください。	
172	共通	要求水準書	1-2	第1編	第1章	第1節	2	3)	処理方式と施設規模	仮設焼却施設、仮設灰処理施設ともに環境アセスや各種許可申請、届出は提案する処理能力の最大値で申請するものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
173	共通	要求水準書	1-3	第1編	第1章	第1節	2	7)	業務範囲及び概要	図1-1において、[外部ストックヤード]が業務の範囲外になっていますが、生成物の運搬業務における荷下ろしはダンプカーによるダンブアウトでよろしいでしょうか。 また、生成物の外部ストックヤードの搬入条件①場所若しくは仮設処理施設からの距離、②曜日、時間等の制限、③車輛種類の制限(特に10tダンプの可否)をご教示ください。特に②に関しては日時の制限無く搬入可能と考えていますが、万一制限がある場合は具体的な条件をご提示して頂けないでしょうか。	前段については貴見のとおりです。 後段の①は各社にて想定してください。②は月曜日から土曜日の日中のみを想定しています。③は10tダンプ車を想定してください。	
174	共通	要求水準書	1-3	第1編	第1章	第1節	2	7)	業務範囲及び概要	副生成物(ばいじん)の廃棄物貯蔵施設の搬入条件①場所若しくは仮設処理施設からの距離、②曜日、時間等の制限、③車輛種類の制限(特に10t平ボディの可否)をご教示ください。特に②に関しては日時の制限無く搬入可能と考えていますが、万一制限がある場合は具体的な条件をご提示して頂けないでしょうか。	①は各社にて想定してください。②は月曜日から土曜日の日中のみを想定しています。③は10から13tまでの平ボディ車まで受け入れ可能としていますが、車両についてはこの範囲で各社仕様とします。	
175	共通	要求水準書	1-9	第1編	第1章	第2節	1	1)	処理対象物の種類と量	仮設灰処理施設処理量の中に灰処理対象物の収集運搬量は98,000tを想定するとありますが、これは入札説明書P66以降(様式7以降)に示される業務費見積書における見積単価算出の為の想定数量と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
176	共通	要求水準書	1-9	第1編	第1章	第2節	1	1)	処理対象物の種類と量	本施設造成時の抜根材や、収集運搬された灰処理対象物を詰めたフレコンを別途適切に処理する必要があると考えますが、この数量は、仮設焼却施設の処理対象物量に含まれていると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
177	共通	要求水準書	1-10	第1編	第1章	第2節	1	1)	処理対象物の種類と量	収集運搬された灰処理対象物を詰めたフレコンには内袋との緩衝材が含まれるものがあると考えられますが、現在想定される数量をご提示して頂けないでしょうか。	各社にて想定してください。	
178	共通	要求水準書	1-10	第1編	第1章	第2節	1	1)	処理対象物の種類と量	200Lドラム缶空容器は環境省様に不適物として返却するという理解でよろしいでしょうか。	処理不適物とともに環境省担当官が指示する場所に搬出してください。	
179	共通	要求水準書	1-10	第1編	第1章	第2節	1	1)	処理対象物の種類と量	表1-2における焼却対象物(災害廃棄物)において冷蔵庫等のご指定があり、冷蔵庫解体作業が必要と考えられます。現在想定される冷蔵庫数量をご提示して頂けないでしょうか。	各社にて想定してください。	
180	共通	要求水準書	1-11	第1編	第1章	第2節	1	2)	焼却対象物の性状	焼却対象物の放射性物質濃度をご提示して頂けないでしょうか。	各社にて想定してください。	
181	共通	要求水準書	3-1	第3編	第1章				造成業務	不発弾処理に起因する工程遅れは、免責と考えてよろしいでしょうか。	不発弾が見つかった場合で、それに起因する工程遅れのため契約工程の履行が困難な場合の対応は、環境省担当官と協議してください。	
182	共通	要求水準書	3-3	第3編	第1章	2	1)	(3)	雨水排水及び発生廃棄物の措置	「造成に伴って発生した可燃性廃棄物(木の根等。)」は、本施設稼働開始後に処理するので適切に保管」とあります。業務用地外の近隣用地が確保できる場合は、工事を円滑に進めるために、業務用地外で確保してもよろしいでしょうか。	業務用地内での確保をお願いします。確保できない場合には環境省担当官と協議してください。	
183	共通	要求水準書	3-3	第3編	第1章	2	2)		支障物の撤去	除去した支障物は、中間貯蔵施設内に搬出すると捉えてよろしいでしょうか。	環境省担当官の指示に従ってください。	
184	共通	要求水準書	4-6	第4編	第1章	第3節	1	1)	(2)	工場棟(仮設焼却施設)	「焼却炉を含めたプラント設備全体を建屋内に収めること」とありますが、燃料貯槽や薬剤等の一部設備は、消防法規定及び放射線管理の観点により建屋内に収める事が困難な場合も想定されます。実施時に環境省担当官との協議とさせていただきます。	実施設計時に環境省担当官と協議するものとします。
185	共通	要求水準書	4-25	第4編	第2章	4	2)		電動機種類	絶縁種別について、原則としてB種またはF種とありますが、小容量の電動機において一般標準品としてB種、F種の設定がないものについてはJIS C4210「一般用低圧三相かご形誘導電動機」に準拠し、E種とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	環境省担当官と協議してください。	
186	共通	要求水準書	4-41	第4編	第3章-2	第1節	4	1)	プラント用水井戸	各業務用地で1,000m <sup>3</sup> /日の取水が可能で、掘削位置に指定があります。指定位置にて取水量が確保できない場合は、別の場所で掘削は可能でしょうか。(場合によっては、本業務用地外での掘削も可能でしょうか。)	業務用地内での掘削は可能とします。	
187	共通	要求水準書	4-49	第4編	第4章-1	第1節	3		集じん・脱臭装置	本装置は、全炉停止時のみの運用と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりですが、定常運転時における燃焼用空気の吸引だけでは換気量が不足する場合は併用してもかまいません。	

「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その1業務」及び「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その2業務」に係る質問回答書(技術提案書について)

No	業務名	図書名	頁	項目						タイトル	質問内容	質問回答
188	共通	要求水準書	4-130	第4編	第5章-1	第7節	3	③	口	灰処理ばいじん一次保管室有効貯留量	有効貯留量の考え方は事業者側提案としてよろしいでしょうか。また、搬出計画にあたり廃棄物貯蔵施設への搬出条件(曜日、時間等の制限)はないものと考えてよろしいでしょうか。	前段については貴見のとおりです。 後段については月曜日から土曜日までの日中のみを想定しています。
189	共通	要求水準書	4-131	第4編	第5章-1	第7節	5			鋼製角形容器	容器重量、許容積荷重を遵守する前提で、車両搬送時の効率化等を目的に②の寸法は実施時に環境省担当官と協議させて下さい。	要求水準書に記載のとおりです。
190	共通	要求水準書	5-6	第5編	第3章	第3節	1)			収集運搬の実施	中間貯蔵施設外の仮置場からの搬出については、時間帯の制約(午前8時から午後5時まで)のみで曜日などその他の条件については制限がないと考えてよろしいでしょうか。また、中間貯蔵施設内の仮置場からの搬出については曜日、時間等に制限がないと考えてよろしいでしょうか。	前段、後段とも搬出時間帯は月曜日から土曜日の日中のみを想定しています。ただし、中間貯蔵施設外からの搬出については帰還困難区域へのゲートの通過可能時間を考慮してください。
191	共通	要求水準書	5-12	第5編	第5章	第3節	8)			適正処理	生成物から分離した金属は環境省指定場所に搬出とありますが、クリアランスレベルを満足した金属は請負者自身で回収することは可能でしょうか。	各社の提案によります。
192	共通	要求水準書	5-13	第5編	第5章	第4節	表5-4			運転管理項目	生成物の計測項目には溶出量および含有量のように計測頻度の低い項目(1回以上/月)がありますが、当該期間分の分析結果が判明する前に外部ストックヤードへの搬出が可能と考えてよろしいでしょうか。その場合、外部ストックヤードでは搬出ロット毎に生成物を管理して頂けると考えてよろしいでしょうか。	前段、後段とも貴見のとおりです。
193	共通	要求水準書 添付資料	4							業務用地現況図	業務用地A及び業務用地Bの境界点線が明示されていますが、本点線が各々の業務用地の敷地境界とされると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
194	共通	要求水準書	1-10	第1編	第1章	第2節	1	1)		処理対象物	表1-2の処理対象物それぞれの数量(計画用)をお示ください。	各社にて想定してください。
195	共通	要求水準書	1-10	第1編	第1章	第2節	1	1)		処理対象物	表1-2の処理対象物それぞれの重量をお示ください。	各社にて想定してください。
196	その2	要求水準書	3-1	第3編	第1章		1			進入路	道路からの業務用地Bの進入路については、添付資料3に示す今回の業務外の用地を使用できる前提として計画してよろしいでしょうか。	業務用地外の用地は使用できません。
197	共通	要求水準書	5-7	第5編	第3章	第3節	2)	(5)		運搬容器の破損	積み込み時及び破損の恐れがあるフレキシブルコンテナは新しいフレキシブルコンテナへ詰め替えるとの記載がございますが、数量が不明のため、使用実績に基づき精算すると考えてよろしいでしょうか。	数量は各社にて想定し、見積ってください。精算はしません。
198	共通	要求水準書	5-12	第5編	第5章	第3節	5)			ストックヤード	生成物の搬出先となるストックヤードの位置をお示ください。 場所が未定の場合は、計画上当該用地からどの程度離れた距離の場所かとして想定すべきをお示ください。	各社にて想定してください。
199	共通	要求水準書 添付資料	4、5							添付資料3 業務用地現況図	当該図面のCADデータを貸与いただけませんか。	受注者に提供します。
200	共通	要求水準書 添付資料	4、5							添付資料3 業務用地現況図	当該図面に示されている業務用地については、すべて取得済み用地と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
201	共通	要求水準書 添付資料	6、7							地質調査	計画用地の地質調査時に実施された各種土質試験(物理試験、力学試験)がございましたらお示ください。	受注者に提供します。
202	共通	要求水準書 添付資料	7							ボーリング柱状図	入札図書の添付資料4のボーリング柱状図が不鮮明であるため、鮮明なものに差し替えていただけませんか。	回答添付資料1を御参照ください。
203	共通	要求水準書 添付資料	7							ボーリング柱状図	今回の用地は広大であるため添付資料にてお示しいたいたボーリング柱状図のみで用地全体の計画を行った場合、実際の地質条件と大きな乖離が生じる場合が想定されます。施工段階の地質調査結果により、計画の変更が生じた場合は、設計変更の対象となると考えてよろしいでしょうか。	設計変更の対象とはしません。
204	共通	要求水準書 添付資料	7							ボーリング柱状図	地下水位をお示ください。	回答添付資料1を御参照ください。
205	共通	要求水準書 添付資料	8							ボーリング柱状図	入札図書の添付資料5が不鮮明であるため、鮮明なものに差し替えていただけませんか。	回答添付資料2を御参照ください。なお、さく井位置は要求水準書添付資料3を参照してください。
206	共通	要求水準書 添付資料	16							仮置き場	図1 処理対処物の仮置き場位置図に示された各仮置き場からの予定搬出数量をそれぞれお示ください。	各社にて想定してください。
207	共通	要求水準書 添付資料	16							仮置き場	図1 処理対処物の仮置き場位置図に示された各仮置き場から今回事業用地までの距離をお示ください。	各社にて想定してください。

「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その1業務」及び「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その2業務」に係る質問回答書(技術提案書について)

No	業務名	図書名	頁	項目						タイトル	質問内容	質問回答
208	共通	要求水準書	3-3	第3編	第1章	第2節	2	1)	(2)	その他留意事項(濁水処理)	濁水処理装置等を設け十分な濁水対策を行うこととありますが、濁水処理の規定があれば教えてください。(対象雨量等)	各社にて想定してください。
209	共通	要求水準書	3-3	第3編	第1章	第2節	2	1)	(3)	その他留意事項(可燃性廃棄物処理)	可燃性廃棄物(木の根等)は仮置き保管することになっているが、仮置き保管する場所がありますでしょうか。また、表土については仮置き保管する必要がありますでしょうか。	可燃性廃棄物の保管場所については、環境省担当官の指示に従ってください。表土については必要に応じて仮置き保管し、造成工事で使用してください。
210	共通	入札説明書	8	11	(1)	(ア)	(i)				「業務工程」について、「施設竣工までの建設工期(試運転、性能試験を含む。)」について、記述する。」とありますが、一方、様式4-9の注意書きに工程表は年度別に6枚以内(6年度分)とあります、本提案で求められる工程表は要求水準書1-8に定められる設計・施工期間(平成32年2月29日まで)又は運営期間を含む全履行期間(平成35年3月31日まで)のどちらでしょうか、ご教示願います。	平成29年度～平成34年度の6年分としてください。
211	共通	入札説明書	8	11	(1)	(ア)	(i)				「業務工程」について、様式4-9には工程表が記載されておりますが、工程表内や余白(工程表以外の部分)に評価基準に関する事項について、文章等を記載してもよろしいでしょうか、ご教示願います。	業務工程以外の記載については、評価の対象にはなりません。
212	共通	入札説明書	8 15	11 16	(1) (3)	(イ)	(m)				「生成物の利用用途・可能量を踏まえた品質」について、生成物の利用用途を③コンクリート骨材、④道路用骨材とする場合、要求水準書の基準を満たした場合においても、使用側(国交省、自治体等)との協議が発生する場合がありますと想定されます。利用用途として、上記の③、④等の公共工事に用いる資材を提案する場合には、入札説明書P.15 16技術審査における評価基準及び得点配分(3)に記載される「関係機関等新たに協議が発生する若しくは発生する可能性があるもの」の対象にはならないと考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	入札説明書に記載のとおりです。
213	共通	入札説明書	7	11	(1)	(ア)	(b)			安定稼働	仮設焼却施設について、1系列あたり90日間以上連続運転できることとありますが、これは90日間連続運転可能な“能力”を備えていることであり、実際の運転における90日以上の連続運転を強制するものではないと理解してよろしいでしょうか。	運営開始後できるだけ早い時期に90日間の連続運転を実施し、連続運転可能であることを証明してください。
214	共通	入札説明書	8	11	(1)	(ア)	(h)				「中間貯蔵施設内での利用用途・可能量を踏まえた品質」とありますが、可能量というのは「中間貯蔵施設における可燃性除染廃棄物等の減容化施設検討会(第1回)」で示された300万m <sup>3</sup> ということでしょうか。	検討会で示された「300万m <sup>3</sup> 」は、あくまで例であり、実際の利用用途・可能量とは異なります。
215	共通	入札説明書	8	11	(1)	(イ)	(a)			一般事項	工事敷地までの道路が狭く大型車の離合も困難な区間もあります。建築工事着工前までに、拡幅されているものと理解してよろしいでしょうか。	拡幅されないことを前提として計画してください。
216	共通	入札説明書	8	11	(1)	(イ)	(a)			一般事項	建築工事において、残土の仮置き場が3,000m <sup>3</sup> 分程度必要と思われ、その場所を提供して頂けますでしょうか。	残土が発生しないよう計画してください。
217	共通	入札説明書	8	11	(1)	(イ)	(a)			一般事項	建設敷地は帰還困難区域になっています。区域外の建設敷地近郊に仮設事務所を設ける場合、設置場所を提供して頂けますでしょうか。	各社の責任と費用負担において確保してください。
218	共通	入札説明書	8	11	(1)	(イ)	(a)			一般事項	本業務の敷地内での1日、1人当たりの作業の為に滞在時間の目安をご教示願います。	各社にて想定してください。
219	共通	入札説明書	10	11	(1)	(イ)	(m)				提案する処理方式のうち、要求水準書に記載した生成物の用途である①土壌貯蔵施設の遮水シート保護土、最終覆土下の排気層、②土壌貯蔵施設の最終覆土、③コンクリート骨材、④道路用骨材のうちどの利用用途に利用可能な生成物が得られるかを具体的に記述する。とありますが、要求水準書 表1-13に示されたこれら基準(用途)を全て満足する必要はないのでしょうか。	必ずしも全ての基準を同時に満足する必要はありません。
220	共通	入札説明書	11	11	(4)					附帯資料の書式	技術提案書の付帯資料として、図面等を提出いたしますが、図面サイズ、書式及び枚数についての指定はございますでしょうか。(ア)につての共通図面として各1葉のご指定以外)	図面サイズはA4版としてください。それ以外は特に指定はありません。
221	共通	入札説明書	22	加査項目	(b)					評価基準	【灰処理】の評価基準「生成物の冷却工程は、本業務の目的に適合しているか。」について、本業務の目的として具体的にその適合性を記述すべき項目があればご提示願います。	入札説明書に記載のとおりです。
222	共通	入札説明書	24							加査項目(1)	表中「生成物とばいじんの発生比率は適切か」、「生成物とばいじんの発生比量は適切か」とありますが、「適切」の定量的な指標はありますか。	入札説明書に記載のとおりです。
223	共通	業務経費内訳書	71.76	H						運営・維持管理経費(共通部)	運営・維持管理に携わる職員の宿舎について、宿舎を設置する場合、その経費を見込むものと理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
224	共通	業務経費内訳書	71.76	k,L, M,N,O						事業年度別の経費内訳	当該項目の事業年度別の経費内訳について、処理対象物の処理計画量は各年度で変動するため、その変動に応じた経費を各年度に見込むものと理解してよろしいでしょうか。	様式9-1及び様式9-2の主旨をご理解ください。
225	共通	要求水準書	1-6	第1編	第1章	第1節	3			本業務の内容	4)運営業務、(1)収集・運搬業務にて、今後、双葉町内に整備される予定である除染廃棄物仮置場に仮置きされる汚染廃棄物は、どの程度の発生量を見込んでいますでしょうか。	各社にて想定してください。
226	共通	要求水準書	1-4	第1編	第1章	第1節	3	2)		本業務の内容	本業務開始までに、山林の伐採を完了するとありますが、建物は存在しないのでしょうか。	家屋が存在しますが、本業務契約締結までに解体を終える予定です。

「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その1業務」及び「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その2業務」に係る質問回答書(技術提案書について)

No	業務名	図書名	頁	項目						タイトル	質問内容	質問回答	
227	共通	要求水準書	1-6	第1編	第1章	第1節	3	4)	(3)	①	本業務の内容	灰処理業務にて受入れた「灰処理不適物」とは、どのようなものを想定されていますでしょうか。	各社にて想定してください。
228	共通	要求水準書	1-6	第1編	第1章	第1節	3	4)	(2)	④	運營業務 焼却処理業務	「受入物に農業等の危険物又は不燃物(以下「焼却不適物」という。)が混入されていた場合は、環境省担当官の指示する場所に搬出すること。」とありますが、ご指示される場所は本仮設焼却施設からどの程度離れているのでしょうか。	各社にて想定してください。
229	共通	要求水準書	1-6	第1編	第1章	第1節	3	4)	(2)	①	運營業務 焼却処理業務	「受注者は、焼却灰及びばいじん等を仮設灰処理施設で処理するよう搬送する。その際、焼却灰及びばいじん等の発生量を種類別に計量、記録すること。」とありますが、日量ベースで計量・記録できればよいでしょうか。	環境省担当官の指示に従ってください。
230	共通	要求水準書	1-7	第1編	第1章	第1節	4	1)			用地の取得	施設の施工時に、業務用地外で工事機材等の仮置きが実施できる用地を、近隣の中間貯蔵施設内で借用することは可能でしょうか。具体的には、双葉工業団地内の工場敷地を念頭にしております。	中間貯蔵施設内の土地の提供はできません。業務用地外については、受注者の責任と費用負担において用地を確保してください。
231	共通	要求水準書	1-7	第1編	第1章	第1節	4	5)			生成物及び灰処理ばいじんの搬出	生成物及び灰処理ばいじんと、仮設灰処理施設からの搬出から環境省殿が整備される廃棄物貯蔵施設までの搬送、及び同施設内での荷降ろしが環境省殿の業務範囲と理解してよろしいでしょうか。	仮設処理施設から廃棄物貯蔵施設又は生成物ストックヤードまでの搬送は受注者の業務範囲です。荷卸しについてはストックヤードでは受注者の業務範囲とし、廃棄物貯蔵施設では環境省の業務範囲とします。
232	共通	要求水準書	1-8	第1編	第1章	第1節	5	2)	(1)		通行ルートの修繕	掃選困難区域内の設定した通行ルートにおいて、路面や路盤の状況が通行に支障を与える状況となった場合、環境省に報告の上、その修繕を行うことは可能でしょうか。また、その費用は事業者負担と考えるべきでしょうか。	貴見のとおりです。
233	共通	要求水準書	1-8	第1編	第1章	第1節	5	5)	(1)		ユーティリティ関係 電力	「特別高圧(66kV、50Hz)1回線受電※ 受電容量及び受電可能時期については受注者にて電力事業者と協議するとともに必要な費用を負担すること。」とありますが、建設期間が短いため、入札準備期間から電力事業者と打合せをしてもよろしいでしょうか。また、本事項は、両工区の落札業者が協力して行う作業と思われるが、各業者が電力会社と個々に打合せできるとの理解でよろしいでしょうか。	前段、後段とも各社の判断にお任せします。
234	共通	要求水準書	1-8	第1編	第1章	第1節	5	5)	(1)		電力の受電	電力に関して、常設の屋外発電設備を設置するもの(騒音・振動対策等の必要な措置を含む)と読み替え、計画しても問題ないでしょうか。	貴見のとおりです。
235	共通	要求水準書	1-8	第1編	第1章	第1節	5				立地条件	電波伝搬路は、電波法の「伝搬障害防止区域」には該当しないと考えてよろしいでしょうか。	各社にて調査してください。
236	共通	要求水準書	1-8	第1編	第1章	第1節	5				立地条件	高度制限は、航空法の「物件の制限等」及び「高度制限」に該当しないと考えてよろしいでしょうか。	各社にて調査してください。
237	共通	要求水準書	1-8	第1編	第1章	第1節	5				立地条件	都市計画事項において、防火地域の制限、高度地区の適用、日陰規制の適用についてご教示願います。	各社にて調査してください。
238	共通	要求水準書	1-9	第1編	第1章	第1節	6				業務期間	表1-1 本業務の全体工程案に「土地形質変更届出」とありますが、これは土壤汚染対策法、法4条の届出と考えるとよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
239	共通	要求水準書	1-10	第1編	第1章	第2節	1.				業務の対象となる 廃棄物	表1-2 処理対象物の種類に記載されている各処理対象物の量及びフレキシブルコンテナ数、ドラム缶数をご教示願います。また家屋解体廃棄物、片付けごみ、冷蔵庫等については、分別され集積されているとの理解でよろしいでしょうか。	前段のフレキシブルコンテナについては各社にて想定してください。ドラム缶はその1業務、その2業務合わせて約14,000本です。後段については貴見のとおりです。
240	共通	要求水準書	1-10	第1編	第1章	第2節	1	1)			業務の対象となる 廃棄物	表 1-2 処理対象物の種類にご提示されています各処理対象物の中で、「バラ積み」で搬入される物の寸法をご提示願います。	各社にて想定してください。
241	共通	要求水準書	1-10	第1編	第1章	第1節	1	2)			業務の対象となる 廃棄物	「処理対象物の性状把握のため、焼却対象物について事前調査を行うこと。」とありますが、調査の実施可能時期に入札準備期間も含まれるのでしょうか。	調査は契約締結後に調査計画書を提出し、承諾を得たうえで実施してください。
242	共通	要求水準書	1-10	第1編	第1章	第2節	1	2)			焼却対象物の性状	焼却対象物の放射性セシウム濃度がございましたら、ご提示願います。	各社にて想定してください。
243	共通	要求水準書	1-10	第1編	第1章	第2節	表 1-2					「中間貯蔵施設に搬入された灰処理対象物には、ガス化熔融施設のスラグ・ばいじんを含む」とありますが、これ等の成分、放射能濃度、搬入形態等の情報は頂けますでしょうか。また、熔融スラグの処理実績は加算項目となりますでしょうか。	前段については、提供可能なデータは受注者に提供します。後段については、入札説明書を参照してください。
244	共通	要求水準書	1-10	第1編	第1章	第2節	表 1-2				処理対象物の種類	『種類:処理対象物』に『中間貯蔵施設予定地内廃棄物 伐採木』がありますが、発注者にて実施される伐採作業において発生した『伐採木』は事業予定地外に仮置きされていると考えてよろしいでしょうか。また、受注者にて実施する『伐根』材について、事業予定地が狭小なため『伐採木』の仮置場に一時仮置きさせていただいてよろしいでしょうか。	前段については貴見のとおりです。後段については業務用地内での確保を検討願います。確保できない場合には環境省担当官と協議してください。
245	共通	要求水準書	1-14	第1編	第1章	第2節	2	6)			排水基準値	仮設灰処理施設の一部機器の熱保護として井水で外表面を散水冷却をすることとなり、一部(蒸発しないもの)は滴り落ちますが、これは雨水同様と考えますがよろしいでしょうか。	プラント排水と見なします。

「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その1業務」及び「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その2業務」に係る質問回答書(技術提案書について)

No	業務名	図書名	頁	項目				タイトル	質問内容	質問回答
246	共通	要求水準書	1-15	第1編	第1章	第3節	表1-11表1-12		溶出基準及び含有量基準の項目で、「又は」は「及び」の誤りではないでしょうか。	誤りではありません。
247	共通	要求水準書	1-17	第1編	第1章	第2節	4 2)	空間線量率	「処理時における本業務の業務用地境界での空間線量率を、処理開始前と概ね同程度の水準に維持すること。」とありますが、その1業務とその2業務敷地境界は、対象外としてよろしいでしょうか。また、自業務用地境界線での線量率が他事業からの寄与が大きいと思われる場合、他事業に遮蔽等対策を求められるのでしょうか。	前段について、両業務の境界部も要求水準を適用します。後段については仮定の質問であり、回答できかねます。
248	共通	要求水準書	1-17	第1編	第1章	第2節	4 7)	工事中の対策	業務用地までの周辺アクセス道路の決められたルートはありますでしょうか。	受注者に提供します。
249	共通	要求水準書	1-17	第1編	第1章	第2節	4 7)	工事中の対策	業務用地までの周辺アクセス道路に通行支障部はありますでしょうか。また、あれば通行支障部は事前に対策していただけるのでしょうか。	アクセス道路について舗装の打ち直しを実施していますがそれ以外の対策は講じません。
250	共通	要求水準書	1-17	第1編	第1章	第2節	4 7)	工事中の対策	業務用地までの周辺アクセス道路の降雪時の除雪作業は、公共機関で実施していただけるのでしょうか。	現時点において公共機関で除雪を行う計画はありません。
251	共通	要求水準書	1-22	第1編	第1章	第5節		地元雇用	地元雇用の地元の範囲をご教示願います。	双葉町に住民登録のある方とします。
252	共通	要求水準書	1-25	第1編	第1章	第9節			費用負担で、仮設処理施設の燃料費については燃料価格変動に対する追加予算は認められますでしょうか。	契約変更は行いません。
253	共通	要求水準書	1-30	第1編	第2章	第2節	2)	設置前事前調査業務	「設置前事前調査等業務統括管理者」について、乙型JVによる企業体の場合は、そのJVの中から専任し配置することができますでしょうか。	貴見のとおりです。
254	共通	要求水準書	1-31	第1編	第2章	第3節	1	施工管理	その1・その2業務以外に近傍にて実施されている工事はありますでしょうか。また付近住民とは、業務用地からどのくらいの範囲の方を対象に考えられていますでしょうか。	前段については、現時点においては未定です。後段については、業務の影響が考えられる範囲を想定しています。
255	共通	要求水準書	2-3	第2編	第3章	第1節		土壌汚染調査	林地部の線量低減措置(草、落葉、堆積有機物の除去等)は完了した状態と考えてよろしいでしょうか。	樹木の伐採は終了する予定ですが、除染等の措置は実施しません。
256	共通	要求水準書	2-3	第2編	第3章	第1節		土壌汚染調査	農地部の線量低減措置(草刈り、深耕、はぎ取り等)は完了した状態と考えてよろしいでしょうか。	樹木の伐採は終了する予定ですが、除染等の措置は実施しません。
257	共通	要求水準書	2-3	第2編	第3章	第1節		土壌汚染調査	敷地内建物の解体や線量低減措置は完了していますか。もし、当工事で必要な場合は数量をご教示願います。	業務用地内の建物の解体は契約締結までに終了している予定です。除染等の措置は実施していませんが、造成工事により空間線量率は低減されるものと見込んでいます。
258	共通	要求水準書	2-3	第2編	第3章	第1節		土壌汚染調査	地歴調査結果が不明のため、土壌汚染調査における第2種特定有害物質の10m区画数と30m区画数をご教示願います。	各社にて想定してください。
259	共通	要求水準書	2-3	第2編	第3章	第1節		土壌汚染調査	地歴調査結果が不明のため、土壌汚染調査における第3種特定有害物質の10m区画数と30m区画数をご教示願います。	各社にて想定してください。
260	共通	要求水準書	2-3	第2編	第3章	第1節		土壌汚染調査	地歴調査結果が不明のため、土壌汚染調査におけるダイオキシン類の検体数をご教示願います。	各社にて想定してください。
261	共通	要求水準書	2-3	第2編	第3章	第1節		土壌汚染調査	地歴調査結果が不明のため、土壌汚染調査におけるセシウムの検体数をご教示願います。	各社にて想定してください。
262	共通	要求水準書	2-3	第2編	第3章	第1節		土壌汚染調査	土壌汚染調査の結果、第2種特定有害物質及び第3種特定有害物質並びにダイオキシン類が基準を超過した場合の対応については、別途協議と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
263	共通	要求水準書	2-3	第2編	第3章	第1節		土壌汚染調査	空間線量率の測定地点数をご教示願います。また、空間線量率の測定高さは1mのみでよろしいでしょうか。	前段については各社にて想定してください。後段については貴見のとおりです。
264	共通	要求水準書	3-1	第3編	第1章	1	1) (1)	造成工	業務用地Aと業務用地Bについては、見積時に高低差を解消する工夫をしたいと考えますが、その場合においても環境省担当官との調整において大幅な増減が発生した場合、その増減に係わる費用については、ご精算対象となると考えてよろしいでしょうか。	その1業務、その2業務の受注者が互いに協力し、できるだけ高低差が発生しないよう計画してください。精算の対象とはしません。

「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その1業務」及び「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その2業務」に係る質問回答書(技術提案書について)

No	業務名	図書名	頁	項目				タイトル	質問内容	質問回答	
265	共通	要求水準書	3-1	第3編	第1章	1	1)	(1)	造成工	地質調査の結果、地盤改良工が必要となった場合、変更協議対象と考えてよろしいでしょうか。	変更契約は行いません。
266	共通	要求水準書	3-2	第3編	第1章	1	1)	(3)	防災調整池	放流先となる陳場沢川のネック部の流下能力、比流量等をご教示ください。	各社にて想定してください。
267	共通	要求水準書	3-3	第3編	第1章	2	1)	(3)	その他留意事項	「造成に伴って発生した可燃性廃棄物(木の根等)は、…適切に保管しておくこと。」となっておりますが、業務施設用地外に搬出・保管ということになりますか、ご教示願います。	業務用地内での確保を検討願います。確保できない場合には環境省担当官と協議してください。
268	共通	要求水準書	3-3	第3編	第1章	2	2)		その他留意事項	支障物として除去されたものの保管および処理方法をご教示願います。	環境省担当官の指示に従ってください。
269	共通	要求水準書	3-3	第3編	第1章	2	2)		その他留意事項	支障物の除去については、「必要に応じて、業務用地内の支障物の除去を行うこと。」とありますが、家屋及び引き込み柱、境界杭等残置物、不法投棄物を指しますか。それらの想定数量をご教示願います。	家屋解体は本業務契約締結までに終了予定です。その他の支障物の種類及び数量は各社にて想定してください。
270	共通	要求水準書	4-3	第4編	第1章	第1節	8	表4-4	灰処理ばいじん処理設備	灰処理ばいじん処理設備について、その方式は加湿処理とのご指定となっておりますが、これは粉塵の飛散防止対策であると理解しております。ばいじんへの加湿による機器内での付着や詰まりトラブル及びその解消作業者の被ばく低減を考慮して、乾式でも粉塵の飛散防止対策が可能な場合、乾式方式を提案することは可能でしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
271	共通	要求水準書	4-5	第4編	第1章	第2節	6.		管理棟	電話等の通信設備について、通信設備構成の選定において通信事業者への確認が必要と考えておりますが、本技術提案にあたり通信事業者との事前協議を行っても問題ないでしょうか。	各社にて判断してください。
272	共通	要求水準書	4-8	第4編	第1章	第3節	3		施設整備方針 操作室	「工場棟(仮設焼却施設および仮設灰処理施設)の操作室は管理棟内に設ける場合でも、各施設の項で要求されています「二重床構造」とする必要がありますか。	管理棟に設置する場合も二重床構造としてください。
273	共通	要求水準書	4-10	第4編	第1章	第4節	3		試運転及び運転教育に関わる費用	試運転及び運転教育に関わる費用は、業務費内訳書の単価表のどの項目に加えればよろしいでしょうか。	各社にて判断してください。
274	共通	要求水準書	4-22	第4編	第1章	第7節	—	4)	安全対策	機器の予備の確保について、具体的に指示される機器はありますでしょうか。	各社にて想定してください。
275	共通	要求水準書	4-24	第4編	第2章	2			表面温度の規定	表面温度の規定として、本章と性能保証事項に80℃以下とありますが、80℃を超える部分があっても、人が容易にアクセスできない措置を講じることで、「運転時の人がアクセス出来る箇所については80℃以下を満足すること」に限定することは可能でしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
276	共通	要求水準書	4-25	第4編	第2章	7	1)	(2)	立地条件	66kVの受電は、その1業務及びその2業務でそれぞれ受電するのでしょうか。またはその1業務にて66kV受電し、6.6kVに降圧後、その2業務の電気室へ電源を送る計画なののでしょうか。	その1業務、その2業務それぞれで受電するものとします。
277	共通	要求水準書	4-25	第4編	第2章	7	1)	(2)	電気設備	受電点(引込第1柱)の場所や受電可能容量について、現状把握している情報を揭示願います。	電気事業者と協議してください。
278	共通	要求水準書	4-25	第4編	第2章	7	1)	(2)	電源計画	現段階で、弊社から直接電力会社に行き、打合せを行ってもよいでしょうか。	各社にて判断してください。
279	共通	要求水準書	4-26	第4編	第2章	7.	2)	(7)(7)	一般事項	「屋外に設置する電気盤の保護等級はIP44以上とすること」と記載してありますが、屋外キュービクルに関しては、JIS C 0920-2003(電気機械器具の防水試験及び固形物の侵入に対する保護等級)によるこれらの適用範囲は比較的小形製品を対象としている為、そのままの適用は実質的ではありません。よって、屋外キュービクルに関しては、JIS C4620:2004キュービクル式高圧受変電設備規定の屋外仕様準拠する事でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
280	共通	要求水準書	4-26	第4編	第2章	7.	4)	(1) ②	工事方法	「配線メインルートの立ち上げ、立ち下げはセパレータ付き対塩形ダクト方式とすること」と記載されていますが、屋外配線メインルートの立ち上げ、立ち下げはセパレータ付き耐塩形ダクトとし、屋内は金属性ダクトの採用は可能でしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
281	共通	要求水準書	4-26	第4編	第2章	7.	4)	(1) ⑤	工事方法	「可とう電線管については金属製可とう電線管とすること」との記載ですが、プラント電気設備工事(機電工事)に関しては、金属可とう電線管を使用し、建築電気設備については、合成樹脂可とう電線管の採用は可能でしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
282	共通	要求水準書	4-27	第4編	第2章	7	4)	(3)	使用ケーブル	原則、エコケーブルを使用しますが、盤内配線についてはメーカー標準仕様とすることをご了解願います。	環境省担当官の承諾を得てください。
283	共通	要求水準書	4-27	第4編	第2章	—	8		計装設備	自立盤はコンクリート製基礎の上に設置すること記載ありますが、棟内の2階以上の電気室においては鋼板製床土とし且つ鋼板製架台の上に設置することでもよろしいでしょうか。	環境省担当官の承諾を得てください。

「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その1業務」及び「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その2業務」に係る質問回答書(技術提案書について)

No	業務名	図書名	頁	項目						タイトル	質問内容	質問回答	
284	共通	要求水準書	4-27	第3編	第3章	-	8	1)		計装設備	「自立盤の扉は板厚[3.2]mm とすること」とありますが、DCS、分析計等のメーカー標準品は除外してもよろしいでしょうか。	環境省担当官の承諾を得てください。	
285	共通	要求水準書	4-30	第4編	第3章-1	第2節				用水の不足	用水量が不足する場合の措置として環境省担当官と協議することとなっていますが、業務その1とその2での用水の共有利用化などの追加措置や運転調整(処理量減)などを検討されるのでしょうか。	用水は各事業者にて確保してください。	
286	共通	要求水準書	4-35	第3編	第3章-1	第4節	1	①		計量システム	「Microsoft Office Professional 搭載」とありますが、エクセルしか使用しませんので通常のMicrosoft Officeでもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。	
287	共通	要求水準書	4-37	第3編	第3章-1	第4節	3	(5)	①	特記事項	「10年間の測定データを保存」とありますが、業務用地外設置のモニタリングポストについて、原子力規制委員会のウェブサイトに直接データを送信する場合、除外と考えてよろしいでしょうか。	原子力規制委員会のウェブサイトにデータを送信するものについては、同ウェブサイトからデータを読み込み10年間保存してください。	
288	共通	要求水準書	4-42	第4編	第3章-2	第2節	3			各施設計画	1)共通設備棟、(1)計量設備は、(1)計量棟の誤記でしょうか。	貴見のとおりです。	
289	共通	要求水準書	4-43	第4編	第3章-2	第2節	3			各施設計画	3)管理棟計画、(2)建物概要、③階数には、2階建て、地下なしと記されていますが、他の施設配置(p4-5)等では、鉄骨構造2階建て以上と記されています。どちらの表記が正しいでしょうか。	「2階建て以上」としてください。	
290	共通	要求水準書	4-80	第4編	第4章	第8節	3	4		集じん装置No.1 集じん装置No.2	各集じん装置のろ過速度は、集じん装置No.2の出口含じん量が保証できるように、それぞれに適切なろ過速度を入れ者が提案することでもよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
291	共通	要求水準書	4-105	第4編	第4章-2	第1節	3	1)	(1) ③	窓の設置	仮設焼却施設の受入ヤードには窓を取付けるようご指定がありますが、この窓は開閉はしない見学者用の除き窓と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
292	共通	要求水準書	4-127	第4編	第5章-1	第6節	3			生成物貯留装置	処理後の生成物を業務用地外のストックヤードに搬出するまでの一時的な保管とは、何日間分を見込んでおけばよろしいでしょうか。	ストックヤードへの搬出は月曜日から土曜日の日中のみを想定し、貯留日数は各社にて想定してください。	
293	共通	要求水準書	4-130	第4編	第5章-1	第7節	2	④	イ	角型鋼製容器の内袋	使用容器の種類に、内袋付との記載がありますが、この内袋は飛散防止等が可能な密閉性を確保することが目的と考えます。ハンドリング性を考慮するとフレコンバックなどを利用することも考えられますが、密閉性を確保できれば内袋の選定は事業者側で可能と考えてよろしいでしょうか。既に想定されている内袋の形状や材質、角型鋼製容器への脱着方法などがあれば、ご教示下さい。	要求水準書に記載のとおりです。	
294	共通	要求水準書	4-130	第4編	第5章-1	第7節	3			灰処理ばいじん一時保管室(土木建築工事所掌)	灰処理ばいじんを充填した容器を、廃棄物貯蔵施設の搬出するまでの保管とは、何日間分を見込んでおけばよろしいでしょうか。	廃棄物貯蔵施設への搬出は月曜日から土曜日の日中のみを想定し、貯留日数は各社にて想定してください。	
295	共通	要求水準書	4-131	第4編	第5章-1	第7節	5			鋼製角型容器	特記事項⑥に記載の回転フォークリフトは、どのような目的(状況)で使用することを想定すればよろしいでしょうか。	角形鋼製容器を反転して内容物を取り出すことを想定しています。	
296	共通	要求水準書	4-143	第4編	第5章-2	第1節	2	2)	(1)	構造	工場棟の構造は鉄骨構造支持とすることと記載ありますが、重量機器が設置される部分については、強度等を考慮し一部RC構造でもよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
297	共通	要求水準書	4-145	第4編	第5章-2	第2節	1)	(1)	③	ル	窓の設置	仮設灰処理施設の受入ヤードには窓を取付けるようご指定がありますが、この窓は開閉はしない見学者用の除き窓と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
298	共通	要求水準書	5-3	第5編	第1章	第6節				費用負担	「受注者は、～運営に係る一切の費用を負担すること。」とありますが、業務範囲に含まれていない事由により発生した費用については、別途協議との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。	
299	共通	要求水準書	5-3	第5編	第1章	第7節				運営業務期間終了後の取扱い	運営・維持管理業務期間が延長となった場合、運転管理費等の入札時に単価が提示される経費は踏襲され、延長に伴う新規の業務(施設の延長に伴う特別修繕費等)は別途協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	延長契約についてはお答えできません。	
300	共通	要求水準書	5-6	第5編	第3章	第3節				収集運搬の実施	収集運搬契約に関して、今回発注者と運搬業者による直接契約の文言が記されておりましたが、本廃棄物処理業務の受託者から一次請への発注(再委託)は問題ないとの理解でよろしいでしょうか。また問題ない場合、二次請は再々委託になるため不可となりますでしょうか。	環境省担当官の指示に従ってください。	
301	共通	要求水準書	5-12	第5編	第5章	第3節	5)	6)		適正処理	入札説明書様式 第11号単価表に生成物等移送経費(環境省殿整備の外部ストックヤードまでの搬出費用)に関して ①生成物のほかに、灰処理ばいじんも対象と考えるのでしょうか。また灰処理不適物も対象となるのでしょうか？ ②ストックヤードまでの距離(何往復可能か)はどのように考えればよいでしょうか。 ③荷降ろしの想定作業(運搬車両の選定に必要)はどのように考えればよいでしょうか。 ④荷降ろし作業の経費(クレーンまたはフォークリフト)は対象となりますでしょうか。	①貴見のとおりです。 ②各社にて想定してください。 ③、④は要求水準書に記載のとおりです。	
302	共通	要求水準書 添付資料	16							添付資料7.処理対象物の借置場位置図	凡例に仮設灰保管施設(焼却残さ)との記載がありますが、中間貯蔵施設内の仮置き場の事を指しているのでしょうか。	貴見のとおりです。	

「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その1業務」及び「平成29年度双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その2業務」に係る質問回答書(技術提案書について)

No	業務名	図書名	頁	項目					タイトル	質問内容	質問回答	
303	共通	要求水準書	1-8	第1編	第1章	第1節	5		立地条件	現地の空間線量率をご教示ください。	各社にて想定してください。	
304	共通	要求水準書	3-1	第3編	第1章	1	1)	(3)	防災調整池	放流先となる陳場沢川のネック部の流下能力、比流量等をご教示ください。	各社にて想定してください。	
305	共通	要求水準書	3-3	第3編	第1章		2	1)	その他留意事項	(3)「造成に伴って発生した可燃性廃棄物(木の根等)は、…適切に保管しておくこと。」となっておりますが、業務施設用地外に搬出・保管ということになりますか、ご教示願います。	環境省担当官の指示に従ってください。	
306	共通	要求水準書	3-3	第3編	第1章		2	2)	その他留意事項	支障物の除去については、「必要に応じて、業務用地内の支障物の除去を行うこと。」とありますが、家屋及び引き込み柱、境界杭等残置物、不法投棄物を指しますか。それらの想定数量をご教示願います。	家屋解体は本業務契約締結までに終了する予定ですが、その他については貴見のとおりです。数量については各社にて想定してください。	
307	共通	要求水準書	4-41	第4編	第3章-2	第1節	4	2)	地下水モニタリング井戸	地下水の流向をご教示ください。	各社にて想定してください。	
308	共通	要求水準書	4-41	第4編	第3章-2	第1節	4	2)	地下水モニタリング井戸	地下水モニタリング井戸の深さはどの程度を想定しているかをご教示ください。	ボーリング柱状図を参考に各社にて想定してください。	
309	共通	要求水準書添付資料	4						現況平面図	CADデータを提供いただけませんか？	受注者に提供します。	
310	共通	入札説明書	11	11	(4)	(カ)			処理能力曲線	仮設灰処理施設については、塩基度及び灰処理対象物の放射性物質濃度と灰処理対象物の処理量の関係を図示することありますが、具体的にどのような図を想定されているものかご提示して頂けないでしょうか。	横軸を塩基度、縦軸を処理量とし、放射性物質濃度(数段階)ごとに色分けした性能曲線を記載してください。	
311	共通	要求水準書	4-41	第4編	第3章-2	第1節	4	1)	プラント用水井戸	各業務用地で1,000m <sup>3</sup> /日の取水が可能で、掘削位置に指定があります。指定位置にて取水量が確保できない場合は、別の場所で掘削は可能でしょうか。(場合によっては、本業務用地外での掘削も可能でしょうか。)	業務用地内での掘削は可能とします。	
312	共通	要求水準書	1-10	第1編	第1章	第2節	1	1)	表1-2	処理対象物の種類	『種類:処理対象物』に『中間貯蔵施設予定地内廃棄物 伐採木』がありますが、発注者にて実施される伐採作業において発生した『伐採木』は事業予定地外に仮置きされていると考えてよろしいでしょうか。また、受注者にて実施する『伐根』材について、事業予定地が狭小なため『伐採木』の仮置場に一時仮置きさせていただいてよろしいでしょうか。	前段については貴見のとおりです。後段については環境省担当官の指示に従ってください。
313	共通	契約書(案)	4	第15条	第1項				第三者に及ぼした影響	本業務において、放射性物質が漏洩する事故があった場合の補償は受注者が行うものではないこととさせていただけないでしょうか。	万が一放射性物質の漏洩等により第三者に損害を与えた場合、受注者の責によるものは、受注者が補償するものとします。また、予期せぬ事故があった場合にも、放射性物質が漏洩しないよう計画してください。	